

小学生・中学生のための福祉教育読本

ともに生きる

先生のための ガイドブック



社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センター

はじめに

国の社会福祉基礎構造改革を受け、わが国の福祉制度はこの10数年の間に大きく変化しました。高齢者福祉の介護保険制度、障害者福祉の支援費制度、その後に成立した障害者自立支援法に基づく障害福祉新体系など、近年の高齢者や障害のある人を取り巻く状況は、実にめまぐるしいものです。そのような中、福祉問題は国民全体の課題として共有され、その役割がますます高まっています。そして、福祉についての考え方についても大きく変化してきました。

学校現場に目を移しますと、1998年の学習指導要領の改訂により創設された「総合的な学習の時間」の内容に「福祉」が盛り込まれ、高等学校の教科に「福祉」が新設されるなど、大きな変化がありました。加えて、ボランティア活動などの体験学習の実施等もあり、学校教育と福祉現場の関わりがますます強くなってきています。

鳥取県社会福祉協議会では、学校現場での福祉教育実践に活用していただく資料として、これまで『ともに生きる - 福祉の心を育てるために - 』（1980年）、『福祉教育 - 実践の手引き - 』（1983年）、『ひとが生きている - 福祉と私 - 』（1986年）などを発行してきました。当時の福祉の動向や問題を分かりやすく伝える内容で、いずれの資料においても、多くの皆様からご支持をいただいていたところです。そこで社会福祉基礎構造改革による変化を踏まえ、また新たな時代のニーズを基に、私たちは福祉教育読本『ともに生きる』を作成いたしました（2005年：中学生版、2006年：小学生版）。この『ともに生きる』では、ただ文章を読んで理解するだけでなく、また逆に単なる資料集にもならないよう、その構成に配慮しました。読本の全体を通して、児童生徒自身が自分で出来ることを事例から学び、自分でも福祉に関わる活動をしてみようという意欲を持つきっかけになる内容になったのではないかと考えています。

両読本の発行以降、読本の活用について様々なご意見を学校現場よりお寄せいただきました。本委員会における読本の作成過程においても、児童生徒と直接向き合う学校教員向けの解説本の必要性が挙げられており、小学生版の発行から2年の歳月を経てこの解説書を発行する次第です。本書では、まず福祉教育の理論の到達点を確認し、本県で進める福祉教育の在り方、そして小学生・中学生版それぞれの各頁解説を行っています。また、授業の展開例やワークといった、実践を行う上での具体的なヒントを、全体に通じて盛り込みました。これらをもとにした福祉教育実践が、さらに豊かなものとなっていくことを期待しています。

2008(平成20)年3月

鳥取県社会福祉協議会・福祉教育研究委員会

目 次

1 福祉教育とは何か 2

(1)「福祉」は誰のものか 2

(2)新しい「福祉」の捉え方 2

(3)「人間教育」としての「福祉教育」 3

(4)「福祉教育」で大事にしたいこと 3

2 鳥取県における福祉教育の推進 ... 4

(1)地域社会全体で取り組む福祉教育 4

(2)学校における福祉教育の位置づけ 5

(3)発達段階に即した福祉教育のねらい 6

(4)取組みを進めていくにあたって 8

3 福祉教育読本「ともに生きる」解説 ... 9

各テーマ解説 10

4 福祉教育の実践展開例 32

(1)小学校における実践展開例 32

(2)中学校における実践展開例 34

(3)地域と行う実践展開例 36

5 資料編

活用可能な学習メニューと

市町村社会福祉協議会の連絡先一覧 38

ボランティア・市民活動センターの役割と機能 40

鳥取県立福祉人材研修センター案内 42

1

福祉教育とは何か

「福祉教育」を実践するにあたり、まず「福祉教育」とは何なのかについて確認したいと思います。そこで、私たち福祉教育研究委員会がこれまでに積み上げてきた理論をもとに、現代の「福祉教育」の意味について考えます。

① 「福祉」は誰のものか

鳥取県出身で「知的障害児の父」と呼ばれた糸賀一雄は、「基本的な人権の尊重ということがいわれる。しかしその根本には、ひとりひとりの個人の尊重ということがある。おたがいの生命と自由を大切にすることである。それは人権として法律的な保護をする以前のものである。共感と連帯の生活感情に裏づけられていなければならないものである」と、福祉の意味について述べています。

中学生版読本(p.5～6)で述べているように、「福祉」は「幸せになるため=Well-Being」の支援であると理解されます。つまり、福祉制度は「幸せになるため」の公的な支援システムということですが、それは必ずしも高齢者や障害のある人だけに向けられたものではありません。日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と生存権を規定し、生存権を保障する政策として「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」の実現を国に求めています。「すべて国民は...」という始まりのように、すべての国民を社会福祉の対象としているわけです。そのことから、学びの主体である児童生徒自身も、また社会福祉の対象ということを確認出来ます。

そのようなことから、「福祉」について知り・考え・行動することは、児童生徒にとってまさに他人事ではなく自分自身の問題ということです。糸賀の言葉のように、自分や自分以外のすべての人々がお互いに大切にされ、そして幸せになるために「福祉」が存在していることとなります。

② 新しい「福祉」の捉え方

日本国憲法第25条の生存権保障規定は、簡単にいえば「飢えないこと」、つまり「Welfare」の発想です。加えて、日本国憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という「幸福追求権」、英語で表わすところの「Well-Being」の実現が期待されています。「福祉」の語が「幸福」という意味合いを踏まえると、「Well-Being」の実現を目指した広い意味での福祉の創造が、「福祉教育」での「福祉」の発想です。その具体的な援助として「社会福祉」の制度が存在し、「Welfare」に関わる直接的な支援が存在していることとなります。

「福祉」に対して、「弱い人に してあげる」という慈善的な見方をする場合があります。確かに歴史的にはそのような発想があったわけですが、前述のように現代の福祉は「幸せになるため」の支援という理解です。中学生版読本(p.21)でも紹介している糸賀一雄の言葉(「この子らを世の光に」)には、慈善的な福祉から国民一人ひとりを主人公とした福祉の実現を求めるメッセージが込められています。これまで、高齢者や障害のある人は、福祉を受けるとして「受け手」としての限定的な見方が主でした。しかし、現在ではNPO組織を中心に、高齢者や障害のある人自身が福祉サービスを提供する主体としても活躍しています。つまり、福祉の「担い手」としての姿です。まさに糸賀の言葉は、現在のそのような福祉の姿を見通した、視点の転換を示したものとしても解釈することが出来るでしょう。

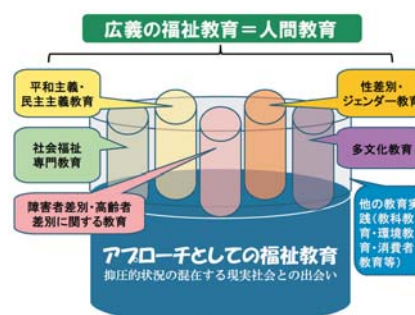
3 「人間教育」としての「福祉教育」

全国社会福祉協議会・福祉教育研究会(1982年、大橋謙策委員長)は、「福祉教育」を次のように規定しています。

福祉教育とは、憲法第13条、第25条等に規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会を作り上げるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉制度、活動への関心と理解を進め、自らの人間形成を図りつつ、社会福祉サービスを受給している人々を社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動である

福祉教育の特徴は、学習素材として「社会福祉問題」を取り上げるところです。社会福祉は身近な日常の問題であるとともに、差別や排除の対象として切り捨てられた歴史と現実を含むものです。つまり、「社会福祉問題」とは人の幸せを阻害するモノやコトを意味します。人の幸せを阻害するモノやコトは何なのかに気づき、それを軽減したり、取り除いたりするためにはどうすればよいのか。そのことを考え、実際に行動するための力を育むことが福祉教育です。

一方で、学校現場では様々な教育実践が求められています(例:道徳教育、人権・同和教育、環境教育、平和教育、いじめ防止教育、消費者教育など)。これらの教育は、福祉教育とは別のものということではなく、「本当の人間らしさとは何か」を追求する「人間教育」の営みで、本質的には福祉教育と深いかかわりをもっています。そこで、右図のようにそれぞれの教科・領域や実践を並列的に扱うのではなく、相互補完的にそれらと組み合わせることが福祉教育では不可欠です。つまり、福祉教育は他の教育実践と共存することにより、広義の福祉教育として、人間教育に資することが期待されます。



出典:『福祉教育実践ハンドブック』p.33より

4 「福祉教育」で大事にしたいこと

福祉教育では、社会福祉問題という現在進行形の問題を学習素材としているため、確実な答えがそこに存在しているわけではありません。児童生徒の視点に立てば、「正解を教わる」ということではなく、「解決策を考える」学習であると言えます。受動的な姿勢ではなく、能動的な姿勢が求められ、学習する児童生徒自身が主体的に考え、問題解決に向けたヒントをつかみ取ることが求められてきます。

また、福祉教育では体験的な活動を実施することが大きなポイントであり、学習者が実感として理解していくことが不可欠です。実感を伴わない学習は、建前としての理解に終始し、行動変容をもたらすことは難しいでしょう。しかし、安易に体験活動を行うだけではいけません。大切なことは、体験を通じて学習のテーマを捉え直し、「私にとっての価値」「社会にとっての価値」をつかみ取ることにあります。

- 参考文献
- ・糸賀一雄『福祉の思想』NHK出版、1968年
 - ・「福祉教育 - 実践の手引き - 」鳥取県社会福祉協議会、1983年
 - ・『学校における福祉教育ハンドブック』全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター、1994年
 - ・『福祉教育実践ハンドブック』全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター、2003年
 - ・「自分がかわる、子どもがかわる 先生のための福祉教育ガイド」滋賀県社会福祉協議会、2007年

2

鳥取県における福祉教育の推進

「福祉教育」は学校教育だけでなく、人の一生涯にわたって実施することが必要です。ここでは、鳥取県における福祉教育が充実・発展するよう、どのような見通しの中で考えられているかを説明します。そして、私たち福祉教育研究委員会が長年にわたり蓄積してきた理論を再検証し、学校教育での実践に際する指針を提示します。

① 地域社会全体で取り組む福祉教育

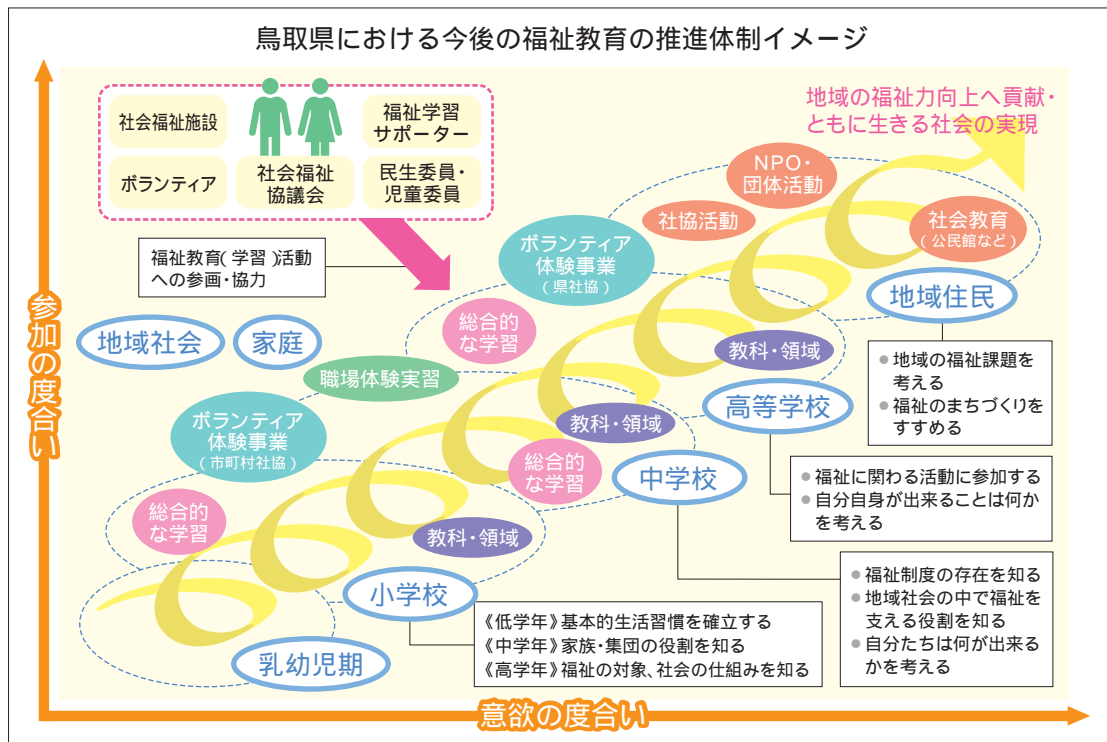


図1 鳥取県における今後の福祉教育の推進体制イメージ

「福祉教育」は、学校教育だけでなく社会教育の領域も含め、そして対象もすべての年齢段階に向けて実施することが必要です。とりわけ学校教育での取り組みについては、鳥取県社会福祉協議会が1977(昭和52)年より「福祉の教育研究協力校(福祉教育推進校)事業」に着手してきました。小・中学校だけでなく、高等学校・特別支援学校、そして幼稚園・保育所などにも取り組みは波及しており、まさに全県を挙げて福祉教育を推進してきたといえます。今後はさらに、地域社会の位置づけを明確化した上で、地域全体で福祉教育の底上げを推進していくことが求められます。

地域社会には、「市町村社会福祉協議会(地区社協を設けている地域もあり)」や「民生委員・児童委員」といった、福祉のキーパーソンが存在しています。加えて、地域に密着した「社会福祉施設」や「ボランティア」など、地域福祉を支える人々もいます。とりわけ、福祉教育に関連しては、県社協が実施している「福祉学習サポーター」講座を受講したサポーターが存在している地域もあり、地域社会の中に福祉教育を応援していく人々がいます。

福祉教育の実践には、実践者に豊かな福祉観が必要です。福祉教育実践の立案を行うには、指導者一人で出来ることではありません。無論、福祉関係者であっても、十分に出来るとは言えないでしょう。

だからこそ、地域の多くの人々との協働(共同)による作業で、指導案の立案から実践、そして評価を進めていくことが重要となります。このプロセスこそが豊かな福祉観を形成していく営みであり、協働による人と人との繋がりは、「福祉」をキーワードとした地域のネットワーク化をもたらします。

よって、学校が行う福祉教育であっても、地域が行う福祉学習であっても、双方が繋がり協力しあうことが必要です。地域を挙げての福祉教育は、その地域の福祉力の向上をもたらすものと期待されます。

② 学校における福祉教育の位置づけ

前述の地域社会全体で取り組む福祉教育の流れの中で、学校における福祉教育はさらに充実を図ることが求められます。それは、あらゆる形で地域の人材や資源を活用していくことで、地域住民と協働による学校の福祉教育の発展をめざしていくことです。

それとともに、学校における福祉教育の中身についても確認してみましょう。実態としては、福祉教育を「総合的な学習の時間」で実施する学校も多くみられますが、私たちは福祉教育を学校教育の全領域にわたって行うことを求めてきました。つまり、教育課程の中での活動(教育課程の全領域にわたって位置づける、単元の指導目標の中へ福祉教育の目標をどのように位置づけるか)と、教育課程外の活動、いずれにおいても福祉教育を実践していくということです。

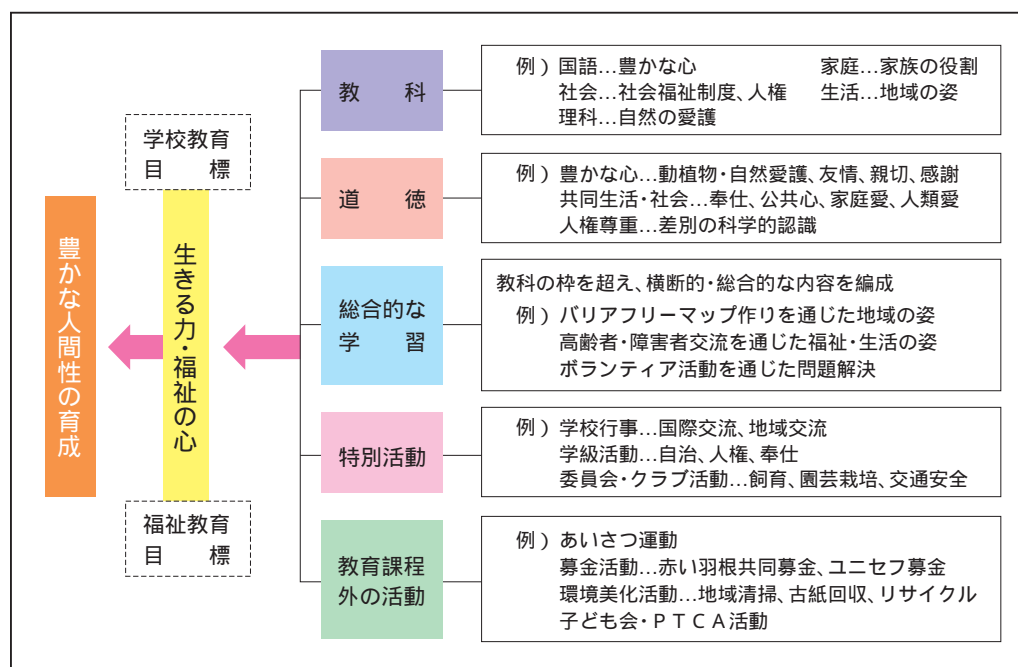


図2 学校教育における福祉教育の位置づけ(「福祉教育 - 実践の手引き - 」p.21を改編)

図2は、1983年に県社協・福祉教育研究委員会が示したものをもとに、現在の学校教育における福祉教育の位置づけを整理したものです。1983年当時から、福祉教育は学校教育の全領域で実施されることが位置付けられており、これは引き続き継承していきます。また内容も多岐にわたり、植物の栽培やあいさつ運動、国際理解教育など、福祉教育が単なる福祉制度の理解に終始せず、広い意味での福祉の心を育成するための教育として考えています。

このことから、普段の教育活動に加えて福祉教育を実践するというのではなく、普段の教育活動の中に福祉教育の視点をどのように見出すかが、私たちが求める福祉教育であるということです。図1では、教科・領域と総合的な学習をあえて図中に示していますが、福祉教育を総合的な学習の時間で完結させることなく、各教科・領域や学校教育全体で実施することを改めて意図としたものです。「学習指導要領」の各教科の目標を見返すと、「公民的資質の基礎を養う（社会）」「科学的な見方や考え方を養う（理科）」「豊かな情操を養う（音楽、図画工作、美術）などの語が確認できます。単に知識の伝授だけが教科の目標ではなく、「人格の完成を目指した（教育基本法第1条）人間教育としての各教科の役割がそこにあるからです。つまり、人間教育を目指した福祉教育は、各教科の目標とも重なりあうわけです。

③ 発達段階に即した福祉教育のねらい

図1で示したように、乳幼児期段階から一生涯にわたっての福祉教育の実現を期待しています。その際、読本「ともに生きる」の作成においても重要視してきたことは、発達段階に即した福祉教育の実施です。そこで、福祉教育研究委員会が示した目標の骨格を再度、ここで確認しておきたいと思います。

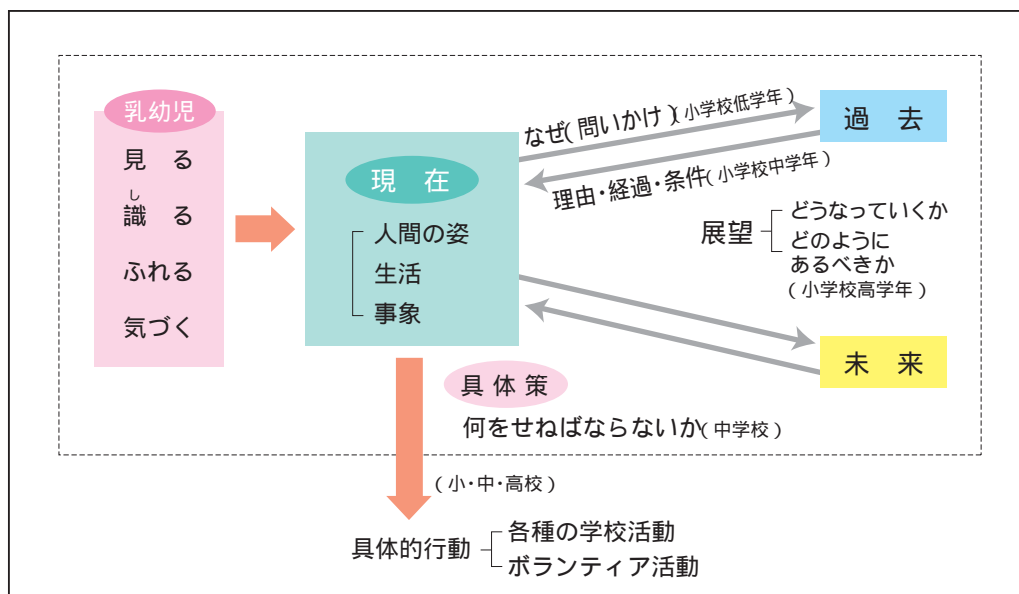


図3 福祉教育の実践的目標の骨格的構造(「福祉教育 - 実践の手引き - 」p.28を改編)

乳幼児期：見る、^し識る、ふれあう、気づく

発達的には、「具体的思考」の時期であるため、子ども本人を起点とした同心円で考えると身近な現実の姿を捉えることが出発点となります。いろいろな人、生活、事象にふれあい・気づくことが、その後の積み上げの基礎となっていきます。

小学校低学年(1～2年)：「なぜ」と問うこと

乳幼児期に続き、「具体的思考」の時期です。低学年では現実の姿から、「なぜ」という疑問を持ち、自分自身や他者に問いかけ、共有することを基本としていきます。

小学校中学年(3～4年)：知る、分かる

発達的には、「具体的思考」から「抽象的思考」へと移行する発達の節目に向かう時期です。低学年での「なぜ」という疑問に対し、回答づくりが可能となっていきます。また、事象の因果関係の理解力が伸び、「なぜ」の理由や、どのような条件・状況の中で現在の姿が発生したのかなどが理解出来ていきます。そこで、現実の姿に至るまでの「プロセスを分かっていく」ことが、基本的な目標となります。

小学校高学年(5～6年)：展望を

「抽象的思考」へと発達段階が移行し、同心円の先にある時間的な未来への展望を持つことが可能です。また、身近な地域の問題から、日本や世界へと視野を広げて考えることが出来るようになります。そこで、現実の問題に対して、私たちは何をしなければならないのか、そうさせないためにはどのようなべきかなどの考えを持つようなことを基本とします。

中学校：具体策

これまでのプロセスの上に、具体的な方法や行動として、「今、何をすることが必要か」「どのような態度が求められているのか」「中学生として何が出来るのか」など、自覚による具体的な動きに向けた取り組みが基本となります。

高等学校：実践で

自分の将来を見据えて、また自覚に基づいた行動として、ボランティア活動などで人生や福祉の在り方を模索していくことが基本となります。

地域住民：地域を切り拓く主体者として(参考)

地域住民として、社会教育(例：公民館)や様々な学習活動に参加するとともに、NPO・ボランティア活動への参画を通じて、地域社会の福祉を切り拓いていく主体者を目指します。

以上が、それぞれのステージにおける発達段階を考慮した基本的な目標です。これらを、学習活動の目標との関連で再度整理したものが次の図です。

	ふれあう	気づく	知る	関心を持つ	問題を発見する	活動する	評価
乳幼児期							
小学校低学年							
〃 中学年		→					
〃 高学年		→					
中学校			→				
高等学校				→			

注)・印は重点目標、印は学習計画、活動計画として行い得ることをそれぞれ示す。
 ・乳幼児期より小学校は、「活動する」というより、「ふれる」「接する」ことを通して、「気づかせ」「知らせ」「関心を持たせる」ことを大切にする。
 ・そのことから、小学校における活動(福祉教育の諸行事、諸活動)は、主として、「心のあり方」の育成をねらいとする。

図4 発達段階と福祉教育の進め方の関連(「福祉教育 - 実践の手引き - 」p.35を改編)

発達段階を踏まえた福祉教育は、小学校と中学校でそれぞれ同じ題材を扱ったとしても、そこでのねらいがそれぞれで異なることを意識してのものです。例えば、「バリア・フリー」を学習素材として取り上げた場合、小学校では学校内や地域内のバリア(障壁)の存在に気づくことが、まず学習の目標となります。中学校では、バリアを生み出す要因は何か、単なる物理的な障壁以外に心理的・制度的な障壁などの存在や、それらの解消に向けた取り組みを考えることが学習の目標となります。同じ素材でも、発達段階を踏まえて系統的に学習を計画することで、深まりのあるものへとしていく必要があります。

4 取り組みを進めていくにあたって

学校間での連携

これまで述べてきたことを実現するためにも、一つの学校だけで完結する福祉教育でなく、連携を生み出すことが必要です。学習計画や活動における地域との連携はすでに述べましたが、系統的な福祉教育を考えると、特に小学校と中学校の連携が必要となります。

県内の多くの中学校は、複数の小学校区から成り立っています(地域によっては小学校区と中学校区が同じという場合もあります)。小学校で実践したことを、無意識的に中学校でも同じように取り組むのでは、学習の深まりは期待出来ない場合もあります。学習の成果は、一つの帯として積み上げるとともに、螺旋的に繰り返しながらも積み上げていく形で、効果的に進めていく必要があるでしょう。

例えば、倉吉市では小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の福祉教育担当教員が、市社会福祉協議会とともに定期的な研修会を通じて交流を図る機会を設けています。自治体内や校区内で、福祉教育を担当する教員同士が実践の交流や情報の交換などを積極的に行い、福祉教育に関わる教員の力量形成にも努めたいところです。

振り返りの大切さ

体験学習を用いて福祉教育を行う際、大切にしたいことは「振り返り」です。体験が体験で終わってしまっただけでは、体験が学習者にとって新たな価値として身にしみて理解するには至りません。そのためにも、体験したことを振り返りながら、自分や他者のこと、お互いのかかわり方に気づき、そして次の行動へと繋げていくことが必要となります。

障害のある児童生徒について

これまで述べてきたことは、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒も含めた、すべての子どもに対する福祉教育という前提に立っています。県内では、特別支援学校と地域の学校間での「居住地校交流」や学校間交流なども積極的に行われていますが、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒を小・中学校の交流の相手として位置づけては、ノーマライゼーションの実現とは逆行した形となります。障害のある子どももまた、福祉教育の学習者として対等な立場であるとともに、特別支援教育の場における福祉教育の発展を期待しています。

参考文献 「福祉教育 - 実践の手引き - 」鳥取県社会福祉協議会、1983年
「福祉教育実践ハンドブック」全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター、2003年

3

福祉教育読本

「ともに生きる」解説

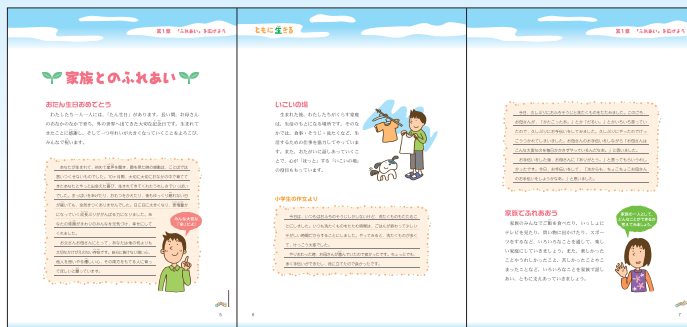
福祉教育読本「ともに生きる」を活用した実践を進めていただくにあたり、小学生版・中学生版それぞれの各ページ・テーマ解説を行います。福祉教育研究委員会としては、それぞれの読本を作成するにあたり、前章までの内容を踏まえて執筆にあたりました。よって、次ページ以降の解説は、小学生版と中学生版の内容を分離するものでなく、共通した内容ごとにまとめています。ページ解説の配列も、児童生徒を中心にした同心円状での流れで構成しており、必ずしも各読本でのページ配列とは一致していません。小学生版を使用する際、中学校での学習内容を見通していただくとともに、逆に中学生版を使用する際は小学生版での内容を踏まえた学習の計画を意図することを期待してのものです。

読本本文では表記していない内容もありますが、授業を進めていくにあたり、知っておいていただきたい近年の動向や情報等も盛り込んでいます。「参考資料」は、それぞれのテーマに関連して教員・指導者や児童生徒自身が内容を深める意味で、参考となるものを挙げています。学校図書館での整備や、資料検索などの際に活用していただければ幸いです。

テーマ

家族とのふれあい

小学生版p.5～7



ねらい

- 誕生日を祝うことの大切さを知る
- 家庭が持つ役割を知ること、お手伝いをすることの意味を理解する契機とする
- 家族とのふれあいを大切にすることを高める

解説

「誕生日」は一人ひとりにとっての記念日です。例えば、児童養護施設で暮らす子どもたちに対し、施設では行事として「誕生日」を祝うことを大切にしています。虐待や養育放棄を受けた子どもの中には、実の親から生まれてきたことを否定され、言葉としても生命の誕生を否定することを受けてきた場合があります。そのため、自分の生命や己の存在について肯定感を抱けず、大人として成長していくことも多かったです。施設では、自己肯定感を高めていける機会として、子どもの「誕生日」を祝うことが大切な心のケアとして実践されています。このことから、要養護の子どもに限定したことなく、どの子どもにとっても「誕生日」を心から祝ってもらうことが必要でしょう。指導の上では、身近な家族や友だちの誕生日を日常的に祝うことを大切にしよう、伝えていってください。

また、家庭が持つ役割や家族とのふれあいの意味を知る内容となっています(詳しくは、中学生版と比較していただければと思います)。家庭内でのお手伝いは、役割意識とともに家庭内の自分の存在意義を知ることにもなります。これは自己肯定感を高める一つの機会でもあり、

家族でのふれあいは自分の居場所を確認する意味でも大切なことです。

予備知識

誕生日に年齢が一つ加わるように思いますが、法律上(年齢計算二関スル法律、民法)は誕生日の前日に年齢を一つ加算することとなっています。つまり、9月1日生まれの場合は、誕生日の前日である8月31日に年齢が加算される形です。学年暦は4月1日～3月31日であるのに対し、学年を構成する児童の範囲が4月2日～4月1日という違いは、年齢計算の仕方と学校教育法での就学規定(保護者は、保護する子女が満6歳に達した日以後における最初の学年の初めから、小学校に就学させる)との兼ね合いから生じていることでもあります。

2001年生まれの場合

4月1日生まれの子

満6歳に達した2007年3月31日以後にくる、最初の学年初め(2007年4月1日)から小学1年生

4月2日生まれの子

満6歳に達した2007年4月1日以後にくる、最初の学年初め(2008年4月1日)から小学1年生

参考資料

・渡部昭男『障害児の就学・進学ガイドブック』
青木書店、1995年

テーマ

家族のしあわせ

中学生版p.7～8



ねらい

- 「家族」がもつ様々な役割について考える

解説

家族は、人が生まれて最初に出会う人間集団です。そして、家族が集う家庭は人が最初に過ごす社会でもあります。ここでは、家族の役割についての例示をしています。レツツライ！にもあるように一つだけ空いている円に、子どもたちがどのような言葉を入れるかがポイントになります。10の家族があれば、10の家族の姿がそこで浮かんできます。「これが理想の家族の姿」ということを示すことではなく、子どもの回答を否定せず、いろいろな家族の姿があることを理解することが大切です。

本来、落ち着ける場である家庭が、その役割を果たせていない実態もあります。思春期に入り、自分の家族や家庭を否定する子どもがいるかも知れません。それは、「第二の誕生」という自己を確立する思春期・青年期に見られる、一つの特有的な姿とも捉えることができます。家族や家庭に対する肯定感を高められるよう、答えを絞るのではなく、家族や家庭は自分にとって何なのかを考える機会とすることが肝要です。

予備知識

血縁で構成される家族や家庭ばかりでなく、児童養護施設で生活する子どもにとっては、施設が家庭という場合もあります。また、里親制度により養育里親のもとで生活する子どもも存在しています(注 - 里親制度には「養育里親」「短期里親」「親族里親」「専門里親」があります)。家族や家庭の役割を考える際、必ずしも血縁関係であることがすべてではなく、生活や精神面を支えることがその役割であることをまず確認したいと思います。



テーマ

友だちとなかよく

小学生版p.8～9



ねらい

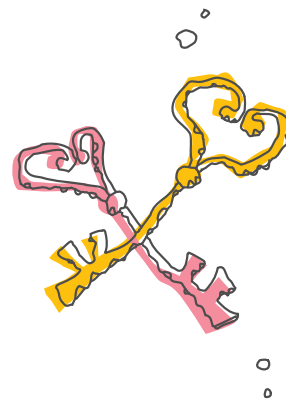
- 学校生活をともにする子ども同士が、お互い支えあっていくことの大切さを知る
- 支えあいや助けあいを、積極的に行っていく気持ちを高める
- 例示された場面に直面した時、自分ならどのような行動をとるかを考える

解説

本ページの内容は、道徳の内容とも重なる部分があります(学習指導要領における「主として他の人とのかかわりに関すること」)。特にp.9の「考えてみよう」は、身近な友だちとの支えあい・助け合いを考える内容です。ここでは、6つのシチュエーションが例として挙げられています。このような場合、発問に対する児童の回答が教員の意図を読んだ模範解答を答えることも想定されます。福祉教育で大切にしたいことは、安易に答えを出すことではなく、児童から多くの答えを引き出し、それをもとに考えていくことです。

例えば、の「高いところにある本をとろうとしている車いすの友だちを見かけたとき」で考えてみましょう。模範解答としては、「声をかけて代わりにとってあげます」という解答が想像されます。しかし、この答えを引き出すことが、ここでのねらいではありません。車いすに乗っている友だちに代わり、手を差し伸べて本をとってもらうことが、必ずしも相手が求めている

こととは限らないからです。相手の意思を確認した上で、援助が必要な場合、進んで協力していくという姿勢が持てるように考えることが重要です。そのためにも、答えを制約することなく、「他にありませんか?」という次の意見を求め、挙げられた様々な意見をもとに考えていくことです。



テーマ

自分のしあわせ

中学生版 p.5 ~ 6



ねらい

- 幸福追求を目指した「福祉」の概念について理解する
- 福祉を特定の人に向けられたものというのではなく、自分自身も含めたすべての人に対して行われるものと理解する

解説

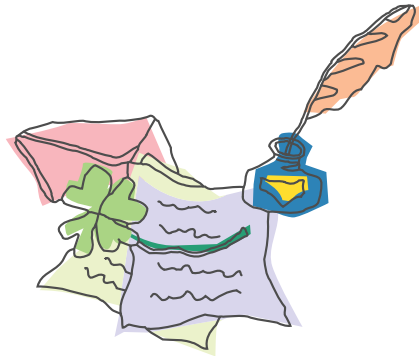
ここでは、制度としての福祉ではなく、福祉の概念について説明しています。「何かをしてあげる」「困った人を助けてあげる」といった慈善的な福祉の時代を経て、現在は幸福追求を目指した“ Well-being ”としての「福祉」の時代にあります。制度としての福祉は、高齢者や障害のある人等と対象者を限定したうえで、その人たちの幸福追求に向けた働きかけであると理解することができます。しかし、「福祉」は日本国憲法の諸規定を踏まえると、すべての国民に向けられたものであり、学習者である子ども自身も含めて福祉の実現が望まれていることとなります。「福祉教育」が単に福祉制度の理解のための教育というのではなく、福祉の心を育成する人間教育として位置付けている理由も、このような概念に基づくものです。

また、糸賀一雄は「社会福祉ということばは、英語のソーシャル・ウェルフェア(social welfare)のことであるが、それはあくまでも『社会』という団体のなかにおけるひとりひとりの『幸福な人生』(福祉)を指すものである」と述べています(『福祉の思想』p.67)。社会という集団が全

体として「福祉的」であることがすべてではなく、社会の中で一人ひとりの福祉が保障されることが重要だという考えです。個々のニーズに応ずる福祉や教育の姿が求められる昨今、一人ひとりの幸福追求を実現していく視点は、福祉的な社会の成熟をめざす上でも重要なことです。

予備知識

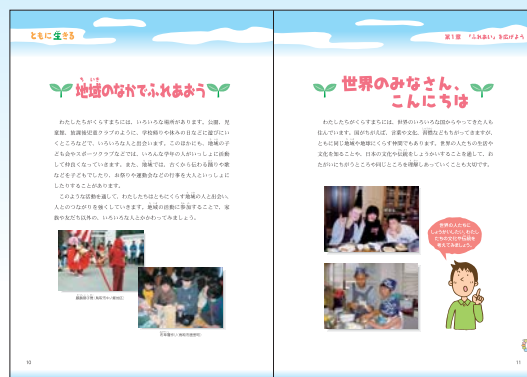
このページでは「Welfare」や「Well-being」といった、「福祉」にあたる英語の意味の解説を行っています。この他に、特別養護老人ホーム、児童養護施設といった福祉施設の名称にもある「養護」の語を取り上げると、「養」の字には「食」という字が含まれています。「養護」は「養い守る」という意味であり、具体的に養う方法として「食べ物を与える」ということが、福祉の直接的な行為にも表れています。



テーマ

地域のなかで ふれあおう 世界のみなさん、 こんにちは

小学生版p.10～11



ねらい

- 地域のなかで行われている伝統芸能や文化の活動を知る
- 地域の活動に加わろうとする意欲を高める
- さまざまな国や文化に触れ、国や文化の違いに興味を持つ

解説

「地域のなかでふれあおう」について、子どもたちと地域とのふれあいは、伝統行事や子ども会活動などが古くから行われてきました。伝統芸能や文化は、継承者の問題で存続が危ぶまれているものや、すでに絶えてしまったものも存在しています。また新興住宅街では、伝統行事が必ずしも存在していないなど、それぞれの地域の事情も異なっているのが実状です。地域の中で子どもたちが必要とされているのも確かですが、まず子どもたち自身が、自分が暮らす地域に目を向け、地域のことを知ることがここでは重要です。

「世界のみなさん、こんにちは」については、国際理解・異文化理解の内容です。例えば外国の人との交流の際、相手の文化を知るだけでなく、自分たちの文化を紹介することも行われます。そのためには、先の「地域でふれあおう」で述べたように、自分たちの地域や生活といった「自文化理解」が不可欠となります。また、国際理解・異文化理解は、自分たちが暮らす地域や世界には、さまざまな人々がいるということに気づく機会でもあります。高齢者や障害のある

人だけでなく、地域で暮らす外国の人々においても、周囲の支えあい・助けあいが必要なことを知ることが大切です。いわば、年齢・障害・国や文化を超えた「多文化共生社会」の姿が、インクルージョン(Inclusion)やノーマライゼーション(Normalization)の社会の実現でもあるわけです。

予備知識

国際理解・異文化理解に向けた交流として、県内の国際交流団体などがさまざまなイベントを実施しています(国際交流フェスティバルなど)。また、学校での交流事業を企画する際には、鳥取県国際交流財団やJICAなどに相談することも可能です。JICA中国では「国際協力出前講座」を行っており、学校への講師派遣も受け付けています。

参考資料

- ・鳥取県国際交流財団 ホームページ
<http://www.torisakyu.or.jp/>
- ・国際協力機構JICA中国 ホームページ
<http://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

テーマ

地域のしあわせ

中学生版p.9～10



ねらい

- 制度としての福祉の枠組みについて知る
- 学習者である子ども自身も、制度としての福祉の対象者であることを理解し、福祉を身近なものであることに気づく

解説

社会福祉制度は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉が中心ですが、社会保障制度を含めた「公共の福祉」としての生活保護なども、ここでは含めています。「自分のしあわせ」の項でも触れたように、「Well-being（幸せになるため）に向けた具体的な公的支援として、これらの福祉制度が大きな役割を果たしていることとなります。ここでは触れていませんが、わが国の「児童憲章」や国連・子どもの権利条約なども用いて、子どもたちの権利についても考える機会につなげていくことも重要なことです。

細かな福祉制度について述べてはいませんが、福祉制度は度重なる法改正などで情報の更新が非常に難しいのも事実です。制度について調べ学習などを実施する際は、そのような情報の更新などにも注意を払うことが求められます。教員だけでは十分に対応できないことも想定されますので、福祉関係者の協力を得ながら生徒の学習を進めていくことが適切です。

予備知識

学校教育での「児童」は小学校段階をさしますが、福祉での「児童」は満18歳未満の子どものことをさします。児童福祉法や子どもの権利条約は、満18歳未満の子どもを対象としたものであり、保育所や放課後児童クラブ、児童館などは生徒自身も経験した福祉の場と言えるでしょう。

近年、「児童福祉」は「子ども福祉」や「子ども家庭福祉」などの言葉に置き換わる場合があります。県内の行政組織においても、「子ども家庭課」「児童家庭課」というような名称を用いている例があります。この背景には、子どもの福祉にかかわる問題には、子どもが置かれている家庭環境が原因となっていることもあり、単に子ども本人を支援するだけで福祉の対応が完了するのではなく、家庭も含めて支援することが重要視されているためです。

ちなみに、わが国の「児童憲章」は1951(昭和26)年5月5日に宣言され、この日は「こどもの日」として国民の休日にもなっています。

参考資料

- ・児童憲章、1951年
- ・子どもの権利条約(児童権利条約)

上記の資料は、教育六法などに集録されています。

テーマ

学校のなかで

小学生版p.13



ねらい

- 学校内でどのような支えあいや助けあいがあるのかを知る
- 自分たちも、学校内での支えあいや助け合いに、主体的に関わる意欲を高める

解説

学校の中での支えあい・助けあいは、例えば高学年の子どもが低学年の子どもと一緒に登校するような、子ども間でのものがあります。それとともに、募金活動や環境美化活動など、子どもが地域や他の国で暮らす人のために行うものなどもあります。子どもたちにとって一番身近な学校の中で、どのような支えあい・助けあいがあるのかを見出すことを、まず基本としたいと思います。

また、「人は小事でしか計れない」という言葉があります。身近なところ、自分の足もとでの些細なことを、日頃からどのように実行しているかが大切だということです。例えば、友だち同士や登下校中に出会う地域の人々へのあいさつ、教室や廊下に落ちているゴミを拾って捨てるということなど、生活の中でのあたり前のことをあたり前に実践していくことが、福祉の心をもった人間教育の上では大切なことです。そのためには、教員・保護者・地域住民といった大人自身が、子どもの手本として日々実践していくことも必要でしょう。形だけの活動になら

ないよう、あいさつも「さん、おはよう。今日はいい天気ですね」など、相手の名前や一言加えた形の工夫もポイントになってきます。

予備知識

レットトライ(p.14～16)で紹介している「ぐるぐるアート」は、アートを通じてさまざまな人・モノに対して感謝の心が持てる力を育てていく実践です。これは米子市のぐるぐるアート世話人会という、山陰両県にまたがって活動しているボランティア団体が、学校や地域でこの取り組みを行っています。鳥取県教育委員会がすすめる「心とからだ いきいきキャンペーン」の支援隊としても、この団体は登録されていますので、ホームページ等をご参照ください

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=69337>)

参考資料

- ・「みんなで描こうぐるぐるアート」ホームページ
<http://harmony.huu.cc/arigatou/>

テーマ

子どもとともに

中学生版p.13～14



ねらい

- 中学生として、乳幼児や小学生とのかかわりをどのように持つかを考える
- 子ども会のような地域における子どもを対象とする活動に、自ら積極的に参加しようという意欲を高める

解説

中学生として、乳幼児との関わりの機会の一つに「職場体験」を通じたものがあります。例えば、保育所や幼稚園での体験などですが、そこでの経験が将来「保育士」や「幼稚園教諭」の道を志す契機になっていることも多かったです。そのような職場体験に限らず、中学生として日常的に乳幼児とかわる際に、どのようなかわり方が出来るかを考えることを求めています。

また、地域での子ども会活動への中学生のかかわりが少なくなっている実態もあります。地域社会は、中学生や高校生をどのように地域の活動へ取り込むかということで苦慮していることも多いです。リーダー的な存在として小学生にかかわることで、地域の行事や文化を子ども同士で受け継いでいくことも大切な内容です。

予備知識

教育界で「児童」は小学生を指しますが、福祉界での「児童」は「満18歳未満」を指します。児童福祉法では、児童をさらに「乳児（満1歳未満）」「幼児（満1歳～小学校就学始期まで）」「少年（小学校就学始期～満18歳未満）」と区別します。よって、中学生も児童福祉の対象として位置付けられ、福祉については他人事ではない自らの問題として理解する必要があります。保育所・児童養護施設などの施設の他、地域の児童館も児童福祉施設として位置付けられ、中学生・高校生の利用も可能です（ただし、一部の地域では利用者を中学生以下に限定している例もあります）。また、小学生を対象とした「放課後児童クラブ」も、児童福祉サービスであり、過去も含めて多くの中学生が児童福祉の場を経験していることになります。



図 八東中学校生徒で作られたジュニア・リーダーサークルを紹介する記事（「ほららば」第2号、鳥取県社協ボランティア・市民活動センター発行）

テーマ

地域のなかで

小学生版 p.17 ~ 20



ねらい

- 地域の中で、どのような支えあいの活動があるのかを、自分たちに身近なものから考える
- 地域で暮らす一住民として、自分たちもどのような活動ができるかを考える
- 地域での支えあいの活動が、福祉のまちづくりとどのように結び付くのかを知る

解説

地域の中での支えあいは、直接的に福祉に関連しているものもあれば、原理的に福祉の発想に結び付くものなど、非常に幅の広いことが想像できます。ここでは、「地域のなかでの支えあい」をテーマとして、福祉に限定することなく、様々な取り組みに目を向けることを一つの課題としています。地域住民の手で、地域を守り、支えあっていくことの大切さをまずは認識することが重要です。その認識のもとに、地域課題としての福祉を軸としたまちづくりの必要性へと、さらに深めていくことが出来るでしょう。

事例として紹介している鳥取市の城北地区での取り組みは、中学生版(p.28 ~ 29)で紹介している地域通貨「愛城」と合わせて見ていくと、さらに理解を深めることが出来ます。城北地区という一つのまちを、住民の手でどのように元気づけていくか、また支えあっていくかというまちづくりの実践から学びうるところは多いと思います。そこには、地域住民が「幸せになるため」という、福祉の発想を見いだせるはずです。

ぜひ、学校の立地域で取り組まれているもの

から、このような福祉の発想に結び付くものを見出してみましょう。

予備知識

地方分権・地方自治が叫ばれる時代になり、地域の問題を地域住民の手で解決していく動きが広がっています。「住民自治」や「草の根自治」という言葉も登場していますが、そこでは市町村行政だけでなく、地域の自治組織や各種団体の役割も再認識されています。福祉教育は、学校だけで完結することなく地域をあげて取り組むことが重要であるとともに、地域住民の福祉教育の上でもこのテーマは大切な内容です。学校で地域住民との交流機会がある場合、例えば自治会や地区社会福祉協議会の役員となっている住民を招き、地域でどのような取り組みをしているかの話聞くなどの工夫が出来るかも知れません。別テーマの「あんしん福祉マップづくり」(小学生版p.27)との関連で、地域住民とともに子どもがこのテーマをともに学習する機会が設けられると、学校・地域の双方にとって福祉教育の深まりを期待することが出来ることになるでしょう。



テーマ

高齢者とともに



中学生版p.15～16

ねらい

- 「高齢社会」から「超高齢社会」へと移っていく我が国の実態を知る
- 様々な高齢者の暮らしや生き方に触れることで、現代の高齢者像を知る

解説

「高齢者」と聞いて、中学生自身がどのような高齢者の姿を想像するでしょうか。「介護を必要とする」「体の自由が利かなくなる」など、福祉を必要とする高齢者の姿が多く浮かぶことが予想されます。しかし、これらは「日常生活動作 (Activities Daily Living)」にかかわることで、高齢者＝「不自由さ」という一面的な捉え方にならざるを得ません。本文中で述べたように、不自由さは生じてきても「生活の質 (Quality of Life)」を高めるという視点で、いきいきとした高齢期の生活の姿を創ることが課題となります。

高齢者の実態や、高齢者福祉の姿を知っていくことにより、自分たちは高齢社会に対してどのようなかわりが持てるかということ、考えていく契機にしたいところです。

予備知識

我が国は「高齢化社会」から、「高齢社会」または「超高齢社会」に突入しています。これらの言葉にはそれぞれ違いがあります。一般的に、高齢化率は65歳以上の人口が総人口に対して占める割合を指し、その割合によって「高齢化社会」「高齢社会」「超高齢社会」と区別していきます。

- ・ 高齢化社会：高齢化率が7%～14%の状態。
- ・ 高齢社会：高齢化率が14%～21%の状態。
- ・ 超高齢社会：高齢化率が21%以上の状態。

平成18年の我が国の高齢化率は20.8%であり、日本は「超高齢社会」へと向かっています。

参考資料

- ・ 内閣府『高齢社会白書』ぎょうせい、各年度版

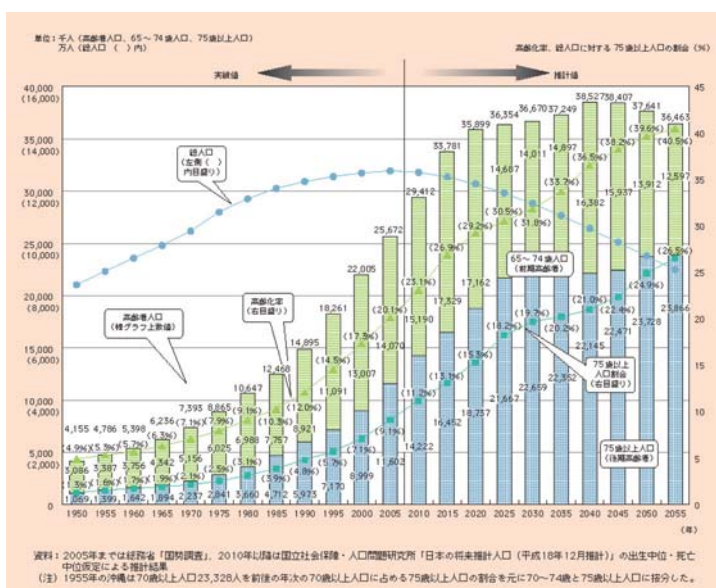


図 高齢化の推移と将来推計(平成19年度版 高齢社会白書)

テーマ

支えあい・助けあいの輪

小学生版p.21～22



ねらい

- 高齢者とのふれあいについて関心を持つ
- 障害のある人とのふれあいについて関心を持つ

解説

高齢者や障害のある人とのふれあいは、ともに地域で生活するさまざまな人との出会いの場でもあります。高齢者の場合、昔遊びや地域の歴史などについての話を聞くなどの交流活動が考えられます。障害のある人とのふれあいについては、地域でくらす障害のある人をゲストティーチャーで招くことや、特別支援学校や同じ学校内の特別支援学級の児童との交流も考えられます。障害のある人とのふれあいにおいて、小学生・中学生ともに共通して留意しておきたいことは、障害のある人と言っても身体障害・知的障害・精神障害・難病などさまざまな障害があることです。身体障害でも、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などがあり、また先天的か途中で障害を負うかによっても、当事者の障害の受け止め方が異なってきます。可能ならば、様々な立場の障害のある人をゲストティーチャーで招き、学習者が多面的に障害像を捉えていく仕掛けを求めたいところです。

予備知識

地域で暮らす高齢者や障害のある人との交流活動のため、たとえば手紙を送って学校行事に招待したりすることが、個人情報保護の観点から難しくなったという声をよく耳にします。学校が独自に、地域で暮らす高齢者や障害のある人々

の名簿を手にいれることは困難ですが、逆に地域と連携した福祉教育の素地を築いておくことがこのような状況を乗り越えるきっかけとなります。例えば、敬老の日に合わせて開催される敬老会に、子どもたちが参加するということです。また、民生委員・児童委員や地域の社会福祉協議会の協力のもと、事前に学校側の意図を一軒一軒に説明し、了解を得た上で案内や手紙を配布していくなど、打開策をいろいろと検討していくことが重要です。その場その場での協力依頼では、かえって地域の中で学校が孤立してしまうこととなるため、日頃から地域と学校が連携を密にしていくことが不可欠です。

特別支援学校や特別支援学級の児童との交流に際しては、前章でも述べたように、単に交流の相手としての関係ではいけません。特別支援教育を受ける児童もまた、福祉教育の学びの主体者です。「交流」というねらいを前面に押し出すことでなく、特別支援学校や特別支援学級の教員とともに、協働した福祉教育を試みるという視点から取り組んでいただきたいと思います。

参考資料

- ・藤森善正・青木道忠・池田江美子・越野和之『交流・共同教育と障害理解学習』全障研出版部、2002年
- ・内山登紀夫監修『シリーズ発達と障害を考える本～』ミネルヴァ書房、2006～2008年
- ・文部科学省『交流教育ハンドブック』ジヤース教育新社、2004年

テーマ

障害のある人とともに

中学生版p.17～18



ねらい

- 近年の障害観の変化を踏まえ、障害概念の理解を図る
- 障害を医学的に捉えることから、人と環境の相互関係の中で捉える視点へ転換していることを理解する

解説

世界保健機関(WHO)は、2001年に「国際生活機能分類(ICF)」を発表しました。従来は、1980年の「国際障害分類(ICDH)」に基づき障害のマイナス面に注目してきましたが、ICFは生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、環境因子や個人因子を加えたことが特徴的です。障害により「出来ない」ことを、個人の能力や身体的な機能の問題だけで取り上げるのではなく、その人がおかれた環境や社会そのものが、個人の能力を引き出したり生かしたりすることの妨げになっていることに視点を移していく必要があります。

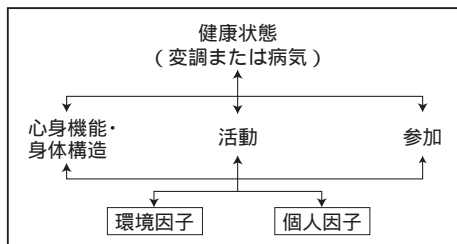


図 「国際生活機能分類」構成要素間の相互作用

予備知識

近年、「障害」の表記をめぐる、「障がい」「障碍」「障礙」「しょうがい」など、「害」の字の使用を避けた動きがあります。「害」の字を使うことで、障害があることが害をもたらす印象を与えるという人権的な配慮から出たものです。しかし表記の仕方については、それぞれの考え方があるため、その点に配慮する必要があります。そのためにも、正しい情報を理

解したうえで、指導にあってください。第二次世界大戦以前は、「障碍(礙は碍の本字)」と表記することが一般的でした(当時から「障害」という表記の仕方も存在)。戦後、公文書等で広く一般的に使用する漢字を定めた当用漢字が制定(1946年)された際、「碍(礙)」の字は外され、同じ「がい」という音である「害」の字を用いて「障害」と表すことになりました。その後、常用漢字が示された(1981年)際も、日常的に使用する漢字として「碍(礙)」の字は採用されず、今日まで「障害」と表すようになったのです。現在、自治体行政を中心に「障がい」「しょうがい」と表記の方法を変えており、それにならって様々なところで同様な動きが見られます。しかし、法律上は「障害」のままであり、法律にそった表記を求められる際には「障害」としなければなりません。

漢字文化の中で、文字が持つ意味や与える印象などについても考慮する必要があります。しかし、「『害』の字をひらがなにしたからといって、元々の障害が無くなるわけではない」という、障害のある人本人や家族の声も聞かれます。大切なことは、単に表記の仕方を工夫することで終始するのではなく、「障害(しょうがい)」という言葉そのものを改めていくことでしょう。例えば、高齢者の「痴呆」は「認知症」へ、「精神分裂病」は「統合失調症」へ、そして「精神薄弱」は「知的障害」へと、言葉そのものを改めた経緯があります。また、本文でも紹介していますが、「チャレンジド」という表現などを踏まえると、「しょうがい」という言葉そのものの在り方を問う必要があります。

参考資料

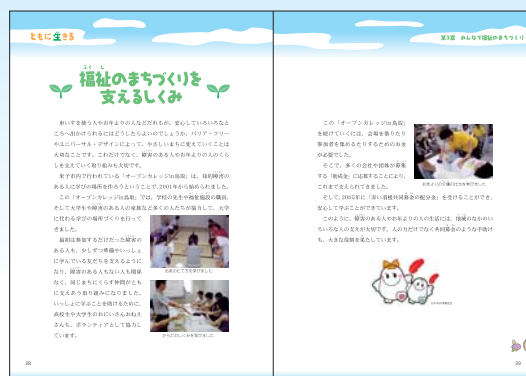
・茂木俊彦『障害児教育を考える』

岩波書店(岩波文庫) 2007年

テーマ

福祉のまちづくりを支えるしくみ

小学生版p.28～29



ねらい

- 赤い羽根共同募金が、具体的にどのような形で生かされているかを知る
- 支えあいの姿の一つとして、募金のような間接的な取組みが果たす役割を知る
- 自分たちにも出来る支えあいの取組みを実践する意欲を高める

解説

赤い羽根共同募金は、毎年10月1日～12月31日の間に、全国一斉に行われます。共同募金には、募金運動を通して、わが国に「新しい寄付の文化」を根づかせたいという願いが込められています。それは、「人々が、いつでも、どこでも、自発的に寄付をできるようにし、さわやかな気持ちを持てるような習慣を根づかせよう」ということです。そのため、具体的に「寄付する人も募る人もボランティア」という言葉で表現されています。集められた寄付は、「配分」の形で使われ、都道府県共同募金会で決められ、その地域の福祉のために使われます。配分には、事例で取り上げた組織のように、申請によって配分を受けることができます。共同募金には、「NHK歳末たすけあい」も含まれています。

なぜ「赤い羽根」なのかですが、「赤い羽根」を使うようになったのは、第2回目(1948年)の運動からです。当時、アメリカ合衆国でも、水鳥の羽根を赤く染めて使っていました。それにヒントを得て、わが国では不要になった鶏の羽根を使うようになりました。「赤い羽根」は、寄付をしたことを表す「共同募金」のシンボルとして、幅広く使われています。

たとえば、募金額10万円で車いす1台分の購入、250万円で盲導犬1頭の育成が可能となります。

予備知識

わが国で行われている募金には、赤い羽根共同募金の他にも様々なものがあります。

「緑の募金(旧:緑の羽根募金)」

緑のボランティア活動を支援し、国民参加の森林づくり運動として展開することにより国内はもとより地球的規模で森林づくりを進めることを目的として、1996(平成8)年以降「緑の募金法」に基づき森林の整備、緑化の推進、緑の国際協力の分野で実施されています。

「ユニセフ募金」

ユニセフが行う子どものための支援活動を支えるために実施されるものです。例えば、生命や健全な生活を守ること、栄養の改善、安全な飲み水や衛生施設の普及、初等教育の普及、過酷な状況下にある子どもの保護、緊急救援などに大切に使われます。

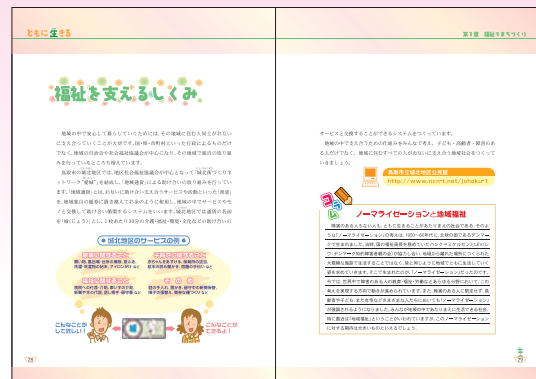
参考資料

- ・「赤い羽根共同募金(中央共同募金会)ホームページ」
<http://www.akaihane.or.jp/>
- ・「鳥取県共同募金会」ホームページ
<http://ns.tottori-wel.or.jp/akaihane/>
- ・「緑の募金(国土緑化推進機構)ホームページ」
<http://www.green.or.jp/>
- ・「日本ユニセフ協会」ホームページ
<http://www.unicef.or.jp/cooperate/index.html>

テーマ

福祉を支えるしくみ

中学生版p.28～29



ねらい

- 制度による福祉だけでなく、地域の中でお互い支えあっている取組みに、福祉の視点を見出すことを行う
- 事例を通じて、地域福祉の大切さについて考える

- 頼むほどでもないこと。
- 日ごろ福祉サービスを受けていない人でも、些細なことで困ることもあります。つまり、身近な地域でお互い支えあっていくということが、この仕組みには存在します。

解説

地域通貨の取組みは、全国各地で実施されています。鳥取県内では、旧西伯町(現南部町)の「あいのわ銀行」が早くから取り組まれたものとして知られています。本事例で紹介している鳥取市城北地区の取組みは、福祉制度ではフォローが難しいささいな日常の手助けを、地域をあげて実践していこうというところに特徴を見出すことができます。いわば「地域づくり」の一つの例であるといえるでしょう。

例えば、城北地区のサービス例で挙げているものを、地域の一人暮らし老人を例にして考えると分かりやすいと思います。

- お年寄りに冬場の除雪はかなりの負担で、場合によっては除雪ができずに屋内に閉じこもらざるを得ない場合。
- 自宅の電球を交換しなければいけないが、頼む家族が近くにいないという場合。
- 日常の中でちょっとしたことに困るけど、行政やサービス事業者に

予備知識

社会福祉協議会には、小学校区単位で設けられている地域も存在しています(地区社会福祉協議会)。地区社協は、地域福祉を進めていくための様々な取組みを実施しています。「見守り活動」や「ふれあい・いきいきサロン」など、小さな地域で人を繋ぎ支えあっていく草の根的な福祉活動が、そこにはあります。

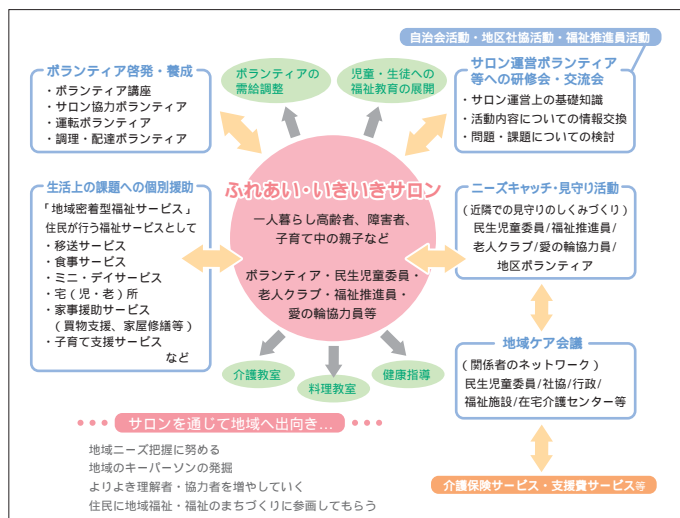
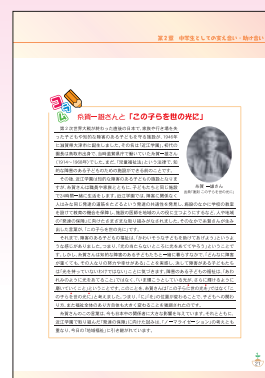


図 ふれあい・いきいきサロンを起点とした地域福祉活動の展開イメージ図 (県社協「地域福祉ガイドブック」p.34より)

テーマ

糸賀一雄さんと 「この子らを世の光に」

中学生版 p.21



ねらい

- わが国や世界の福祉に大きな影響を与えた郷土の先人の存在を知る。
- 糸賀一雄の「この子らを世の光に」の言葉がもつ意味を考える。

解説

糸賀の「この子らを世の光に」の語は、それまでの福祉観を大きく変えるものでした。当時、福祉は慈善的・恩恵的な形で進められましたが、そこには「障害＝何も出来ない、不幸」という認識があったわけです。そのため、障害のある子どもの発達の可能性は否定され、学校教育は「就学猶予・免除」により義務教育自体が受けられない時代が長く続きました。しかし、障害の重い子どもの発達の可能性、発達の道筋の共通性などが近江学園の実践を通じて深められ、「障害が重くてもその人なりの自己実現の姿がある」「どんなに障害が重くても発達の可能性がある」ことが確認されていきました。糸賀は、そのような障害のある人に対する見方を「光」に例え、障害のある人に光を当ててやるような福祉ではなく、障害のある人自身が光そのものであり、その光が輝きを増すよう磨きをかけることが福祉の務めであることを、「この子らを世の光に」と表現したのです。つまり、「この子らに世の光を」ではなく「この子らを世の光に」というように、「に」を「の」の助詞を入れ替えることで言葉の意味は大きく異なり(コペルニクスの転回)、この糸賀の言葉は福祉関係者をはじめとして多くの人々に影響を与えることとなりました。現在の福祉では、高齢者や障害者が福祉の「受け手」から福祉の「担い手」へ転換しています。糸賀の言葉は、まるで

当事者を主体とした今の福祉の姿を予知したかのような意味も含まれているわけです。

予備知識

糸賀一雄(1914～1968)は、鳥取県鳥取市生まれ。地元の日進尋常小学校(鳥取市)、義方尋常小学校(米子市)、旧制鳥取第二中学校(現：県立鳥取東高等学校)で学びました。その後、1946年に滋賀県大津市に「近江学園」を設立します。園長として、戦後の混乱期に社会問題となった浮浪児や戦争孤児、そして知的障害児の養護に努めました。学園設立時は、児童福祉法が成立する前のことであり、法律より先に施設養護に取り組んだことでも評価されます。また、近江学園は生活の場としての福祉施設だけでなく、学校教育や医療、労働なども含んだ総合施設としても、画期的な機能を有しました。糸賀が残した「この子らを世の光に」の言葉は、障害児教育・障害者福祉の分野では有名な言葉で、著書『福祉の思想』は福祉ジャンルの書籍としては異例のベストセラーにもなりました。郷土の鳥取県においても、県立皆成学園(知的障害児施設、倉吉市)の設立を支援し、「この子らを世の光に」の言葉の石碑が、現在も皆成学園には残っています。

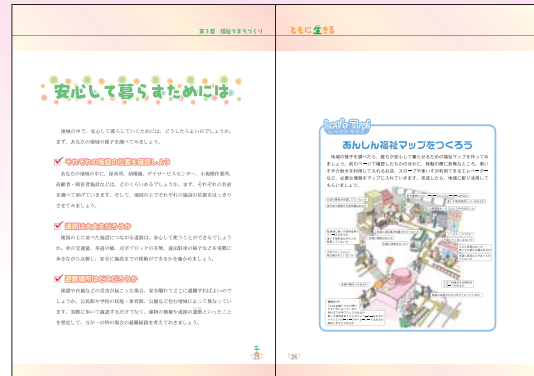
参考資料

- ・糸賀一雄『福祉の思想』NHK出版、1967年
- ・高谷清『異質の光 - 糸賀一雄の魂と思想 -』大月書店、2005年
- ・NHKテレビ「NHKスペシャル・ラストメッセージ 第6集 この子らを世の光に」2007年

テーマ

安心して暮らすためには

中学生版p.23～24



ねらい

- 身近な地域の安心・安全について考える
- 日常生活に限らず、災害時などを想定して高齢者や障害のある人の移動や避難が、可能となる街であるかを確認する
- あんしん福祉マップづくりを通じて、様々なバリアの存在に気づく

解説

近年、地域の「安全マップ」づくりが盛んに行われています。災害時の避難は、特に地域で暮らす高齢者や障害のある人にとって、生命にかかわる問題です。マップづくりは、安心・安全なまちづくりとあわせて、万が一の時に地域の人たちがお互い助け合っていく、そのような地域づくりの契機としても注目されます。マップづくりを通して、地域の様々な施設や社会資源を知ることが、地域への関心を高めることにもなるでしょう。次の「バリア・フリー」の内容と関わって、生活上の様々な障壁をマップづくりから気づくことができるように導く形で位置づけてください。

予備知識

社会福祉協議会は、常に地域にどのような要支援者がいるのかを把握する必要があります。学校でマップづくりの活動を行う際、積極的に社会福祉協議会や地域の福祉に関わる人々と連携し、情報交換等を行っていただければと思います。

下図にあるように、支え合いマップづくりを通して地域のネットワークを築いていくことが必要です。商店や郵便局、自警組織や警察などが位置づけられているのは、緊急時に高齢者や障害のある人の世帯を支えていく上でも重要だからです。学校だけでは情報の把握等も限度があることも多いと思いますので、中学生と地域が一緒になってマップづくりにあたることを期待されます。

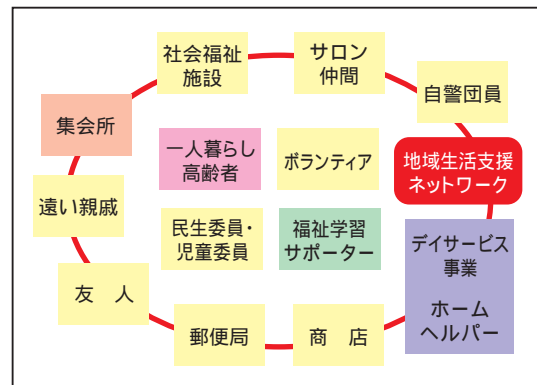


図 地域の支え合いネットワークのイメージ(鳥取県社協HPより改編)

参考資料

・「地域福祉ガイドブック」

鳥取県社会福祉協議会、2005年

テーマ

あたたかいまちをつくろう やさしいまちをつくろう



小学生版p.24 ~ 25

ねらい(小学生)

- 地域の美化活動やあいさつ活動、花いっぱい運動などを行うことにより、人と人の関わりや動植物を大切にする心を育てる
- 身近なバリア・フリーの工夫に気づき、何の目的で行われているかを知る

ねらい(中学生)

- 様々なバリアの問題について知ることにより、「バリア・フリー」を進めていく上で何に配慮していかななくてはならないかを考える
- 身近にあるユニバーサルデザインの例を知ることにより、まちづくりや生活づくりにおいて大切なものを考える

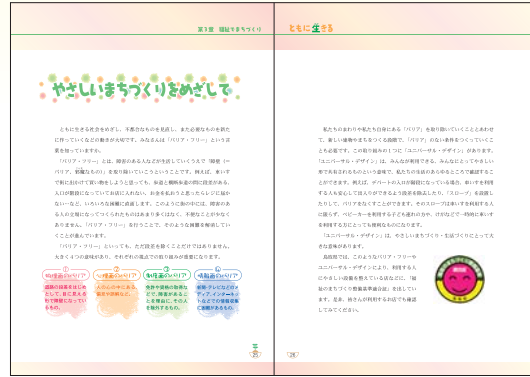
解説

小学生版では、まず地域に目を向ける機会としての活動を挙げています。すでに多くの学校でも実践されていることではありますが、これらの活動は福祉教育の導入的な大切な取り組みであるといえます。活動を通じて地域に目を向けることで、様々な疑問や発見をすることを期待しています。

そして、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、社会に存在するあらゆる障壁(バリア)

テーマ

やさしいまちづくり をめざして



中学生版p.25 ~ 26

を取り除いていくことは重要な課題です。小学生版で示しているように、いくら点字ブロックを整備しても、それで解決ということにはならない問題もあります。中学生版では小学生版での学びの上に、あらゆるバリアの問題を整理していくことが重要です。ここであげている4つのバリアに加え、「コミュニケーション」のバリア・フリー化も補足しておく必要があります(例: テレビの文字放送・手話通訳、講演での要約筆記など)。

また、バリア・フリーは障壁をいかに無くすかという限定的な捉え方であるため、近年は、アクセシビリティ(Accessibility)という概念が広く用いられるようになりました。つまり、単に障壁を除去することだけで終わるのではなく、いかに接近・アクセスしやすい状況を作り出すかという発想です。小学生版(p.26)で紹介した点字ブロックを塞ぐ違法駐車の場合は「心のバリア」の問題でもありますが、施設にスロープを設置していても施錠して使えないということがあれば、それは「心のバリア」の範疇で片づけることができません。アクセシビリティの観点から、今一度作成したマップを点検しなおし、様々な配慮が使いやすい形であるのかを確かめる作業が

不可欠です。ユニバーサルデザインについても同様で、本当に使い勝手が良いのか、それを検証していくことがさらに学びの内容を深めることになります。

予備知識

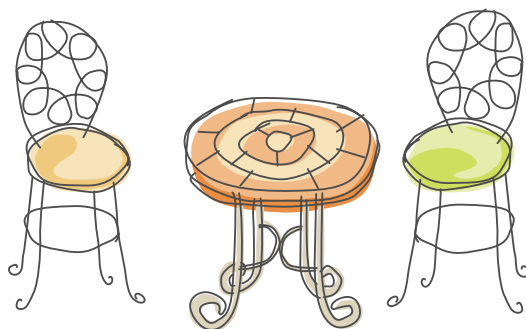
アクセシビリティの代表例として、ホームページなどのインターネット上の配慮が挙げられます(Webアクセシビリティ)。あらゆる人に向けて、そのホームページが配慮されているものかをチェックするソフトも存在しています。アクセシビリティについては、国際連合で採択された「障害者権利条約」でも示された原則であり、今後わが国が条約を批准することになれば、国内法の改訂だけでなく施策の大幅な見直しも予測されます。

2006年、国土地理院は新たな地図記号として「老人ホーム」の記号を決められました。この図案は、鳥取市立日進小学校の児童(当時)が考案したもので、公募により採用されました。建物の中に杖が描かれている表示で、老人ホーム(養護、特別養護、軽費)を表す際に使用されています。



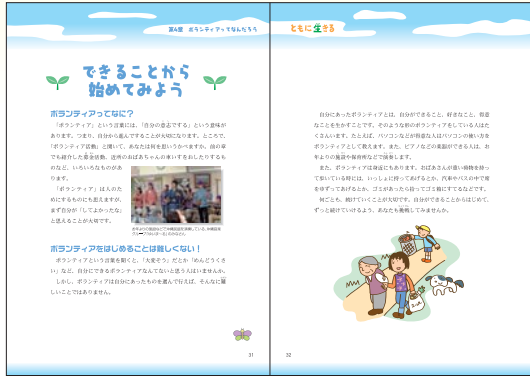
参考資料

- ・乙武洋匡『五体不満足』 講談社、1998年
(文庫本やCDBOOKなど関連商品あり)
- ・障害保健福祉研究情報システム「国連障害者の権利条約」ホームページ
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/index.html>
- ・鳥取県バリアフリーマップ(鳥取県福祉保健部)
<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/bfmap/>



テーマ

できることから 始めてみよう



小学生版p.31 ~ 35

テーマ

ボランティア活動 の5原則



中学生版p.31 ~ 33、37 ~ 39

ねらい(小学生)

- 「ボランティア」という言葉を知る
- 自分もボランティアをしてみようという意欲を高める
- ボランティアは、自分に合ったものを見つけていくことが大切であることを知る

ねらい(中学生)

- ボランティア活動の原則を知ることにより、活動を行う上で何を大切にしていけるかを考える
- ボランティア活動の原則を理解した上で、自分からすすんで活動していく意欲を高める

解説

現在、日常的に「ボランティア」の語を使用する頻度が高くなっていますが、言葉だけが先行して概念が理解されていないことがあります。そのため、中学生版では、ボランティアの概念や原則について詳しく学習する内容となっています。小学生版では、「ボランティア」という存在を知る、自分たちもボランティアが出来ないかなど、いわば入門的なレベルを想定しています。ボランティア = 福祉の活動というイメージも少なからず存在していますが、実際には教育、環境、

文化芸術、国際交流など様々な活動が存在しています。中学生版で示しているボランティアを行う上で大切な原則が、小学生版でも言葉を変えて登場しています。その点に留意していただければと思います。

小学生では、いわゆる「ちょボラ」「ちょこっとボランティア」のような、日常生活で出来ることからスタートしていくことが必要です。ボランティアの垣根を低くし、まずは出来ることに挑戦してみようという意欲や、何が自分たちにも出来るのかを考えさせることです。中学生では、「ボランティア」の語の成り立ちや活動の上での原則を知ること、継続して活動を行っていくことを期待しています。

もし、教員・指導者が日ごろ行っているボランティアの活動があれば、それを事例として紹介することも一案です。子どもたちにとって、身近な人物の意外な一面や、憧れとしてのモデルがあると大きく成長していきます。

予備知識

毎年12月5日は、「ボランティアの日」です。1985年、国連によって定められました。わが国でもこれを受けて、2002年から「広がれボランティアの輪」連絡会議の提唱により、ボランティアや市民活動の普及・推進を図ることを目的とした「ボランティア・ウィーク（12月1日～7日）」が設定されています。

わが国では中学生版でも述べているように、1995年の阪神・淡路大震災以降にボランティアが注目されるようになりました。この年は、わが国での「ボランティア元年」とも表現されています。現在では、阪神・淡路大震災が起こった1月17日を「防災とボランティアの日」、この日を挟んだ1月15日～21日の間が「防災とボラン

ティア週間」とされ、ボランティア活動への認識を高め、災害への備えを強化するための目的で取り組みが行われています。

参考資料

- ・「広がれボランティアの輪」連絡会議
<http://hirogare.org/>
- ・内閣府「防災とボランティア」ホームページ
<http://www.bousai.go.jp/volunteer/>
- ・鳥取県ボランティア・市民活動センターホームページ
<http://www.tottori-wel.or.jp/volunteer/>
- ・「マンガ エンジョイボランティア」
鳥取県社会福祉協議会

コラム ①

「鳥取」の語源と障害のある子ども

「鳥取」という地名の由来について、「古事記」「日本書紀」に次のような記述があります。

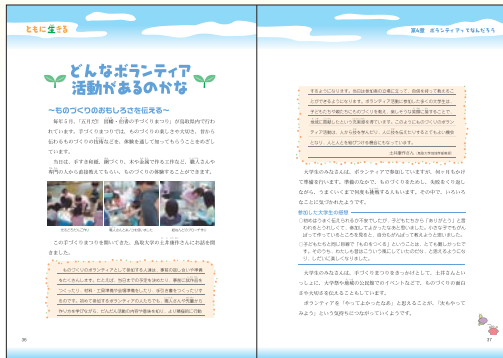
垂仁天皇の皇子「本牟智和気(ほむちわけ)王」〔日本書紀では「誉津別王」と表記〕は、言語障害(「もの言わぬ王子」)があり、壮年になっても言葉が言えなかったそうです。垂仁23年の秋、皇子は30歳、「八拳鬚心(やつかひげ)」が伸びるのに赤ん坊のように泣いていました。「鳴き声を出しているのに関わらず、ものを言わないのは何故か？」誰もがそう思っている時、一羽の鳥が皇子の視線に入ります。それは「鶺鴒(くぐい) 白鳥ではないかと推測)で、大空を飛翔し、皇子は「あれは何だ？」と初めてものを言われたそうです。垂仁帝は大喜びで、側近のものに「あの鳥を捕まえて献上する者はいないか？」と言われました。家臣の「湯河板拳(アメノユカワタナ)」は、「必ず捕まえて献上する」と申し、その鳥を追ってようやく捕まえることが出来、垂仁帝に献上しました。捕獲した地は現在の鳥取県(出雲または但馬などの諸説はある)、アメノユカワタナは鶺鴒を献上し、ホムチワケ皇子は鶺鴒を手にして遊び、遂に言葉を言えるようになったそうです。これにより、アメノユカワタナは天皇から「鳥取造」の姓をもらい、以来「鳥取」の姓をもつ一族がこの地に住み着き、「鳥取」という地名になったそうです。



参考文献 西尾肇・泰子「紙魚」第5号

テーマ

どんなボランティア活動があるのかな



小学生版p.36～37

テーマ

地域のボランティア活動



中学生版p.34～36

ねらい(小学生)

- ボランティア活動に関わる人々の声をもとに、活動によってどんな気持ちを持つのかを知る
- ボランティア活動の幅の広さを知る

ねらい(中学生)

- ボランティア活動を自らはじめた人の声をもとに、ボランティア活動の原則を確認する

解説

ボランティア活動には様々な種類があります。ボランティア活動の概念を福祉の活動に限定することなく、児童生徒自身が参加しているイベントや、身近な地域で行われている活動に、多くのボランティアの力や活動の原理に本節では気づいていくことを求めます。ここで紹介している実践例の他に、身近な地域にどんなものがあるかを探して紹介することも試みてみてください。

また、近年注目されている「NPO」(Non-Profit Organization; 民間非営利組織)と、「ボランティア」の語についての相違は何かという疑問もあるかと思います。単純に整理することは難しいのですが、「NPO」は営利を目的とせず、社会的な課題の解決のために活動する非営利

の団体(組織)です。また「ボランティア」は、自発的な発意に基づいて、活動に対する金銭的な見返りを求めずにおこなわれる社会的な活動、またはそのような活動に参加する人という意味です。NPOの活動にボランティアの力は大きいわけですが、安易に「NPO=ボランティア」と理解することには、注意を払いましょう。

予備知識

小学生版で紹介している「因幡・伯耆の手作りまつり」は、1997年から年1回実施されています。鳥取大学、鳥取短期大学、鳥取環境大学の県下3大学が共催の形で、50近くのものづくりコーナーを用意し、実際に様々なものづくりを体験することができます。ものづくりの指導は、地域の工芸に携わっている方や、いわゆる「職人」と呼ばれる方、そして大学生が担当しています。ものづくりを通じて、地域の様々な人々が交流している姿がそこにはあります。活動のねらいは、ものづくり体験が減少



している現代、子どもの手先の不器用さだけでなく、子どもたちの心にも大きな不器用さが目立っていることに、実際にものづくり体験を通じて解消していこうというところにあります。学校における技術・家庭科教育の在り方を、福祉教育の視点から見つめ直す意味でも、非常に面白い取り組みであるといえます。中学生版 p.14 のコラムで紹介した「光るどろだんご」も、この手づくりまつりで体験することができます。

また、中学生版で紹介している「とっとり冒険きち」は、遠足計画というNPO団体が行っている一事業であり、他に「NPO LIFE」という県内のボランティア・NPO活動を紹介する情報誌を発行しています。県内で働く・学ぶ若者が主体で編集を行っているのも特徴で、このような取り組みを行う県内の若者たちが増えていることも注目されるでしょう。

参考資料

- ・因幡・伯耆の手づくりまつり ホームページ
http://www.geocities.jp/tedukuri_project/
- ・子どもの遊びと手の労働研究会
『子どもの「手」を育てる』
ミネルヴァ書房、2007年
(手づくり体験の意義や実践の紹介、そして手づくりまつりの仕組みなどが紹介されている書)
- ・NPO LIFE ホームページ
<http://www.geocities.jp/npolife/>
(鳥取県内でのボランティア・NPO活動を紹介したフリーペーパー)
- ・鳥取県協働連携推進課 ホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28006>

コラム ②

神話「因幡の白兔」は民間医療の始まり

「大黒さま」で知られる大国主命。神話「因幡の白兔」で、ワニ(サメ)に肌を剥がれたウサギに対し、大黒さまは真水でからだを洗い、ガマの穂に身をくるませるよう指示しました。その兔がからだを洗った池は、現在も白兔神社境内の「御身洗池(みたらしいけ)」として現在も残り、またそのため白兔神社は皮膚病や火傷にご利益があると信仰されてきました。このことから、白兔神社は日本の民間医療の発祥の地としても知られています。



4

福祉教育の実践展開例

① 小学校における実践展開例

第4学年 総合的な学習の時間展開例



1. 単元名

「だれもが幸せになるために」

2. 目 標

(1) 単元の目標

- ・「だれもが暮らしやすい町にするためには」という視点から町を見ると、さまざまな問題があることに気付く。
- ・障害のある人との交流で学んだことをまとめ、わかりやすく伝える。
- ・だれもが幸せになるために、自分にできることを積極的に実践する。

(2) 単元の主な流れ(吹き出しは、小学生のための福祉教育読本『ともに生きる』のページ)

障害って何だろう

- 校区の施設マップを見て、地域で暮らしているさまざまな人たちを知る。
- いろいろな障害について調べる。
- 車いす体験・ブラインドウォーク・サイレント体験等をする。【前時】
- 前時の感想を出し話し合う。【本時】

p.22「障害のある人と」

p.42～45「こんなこと知っていると便利だよ」

障害のある人とふれ合おう

- 地域で生活している障害のある人たちと交流をする。
- 障害のある人の願いを知る。
- ・ 交流の計画を立て準備をする。
- ・ 交流体験活動をする。
- お礼状を書く。

だれもが幸せになるために、私たちができることはなんだろう

- 町探険をし、工夫された施設・設備があることに気付いたり、問題点を見つけユニバーサルデザインについて調べたりする。
- 自分ができることを考える。

p.27「あんしん福祉マップをつくろう」

・福祉マップづくり

・自分の思いの発信(発表会など)

・実際の生活の中で日々できることを考える。

p.25～26「やさしいまちをつくろう」

p.33～35「ボランティア活動のところがまえ」

p.41「社会福祉のしくみ」

できることからやってみよう

- 学習したことを生かして、自分たちで考えたことを身近な地域で実践する。

みんなに伝えよう

- 学習したことをまとめたり発表したりする。

(3) 活動展開案

本時の目標

車いす体験・ブラインドウォークを振り返り、どんな声かけや助けをすればいいのか考える。

学習過程

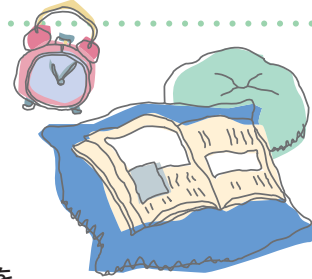
学習活動	主な発問と予想される児童の反応	教師の支援と評価
① 前時の活動を振り返りながら、本時の活動の確認をする。	1 車いす体験・ブラインドウォークでは、どんなことをしてみましたか。	<ul style="list-style-type: none"> 前時の車いす体験・ブラインドウォークを思い出せるよう写真やビデオを準備する。
② 車いす体験やブラインドウォークのときに感じたことや考えたことを話し合う。	2 (車いす体験) 車いすに乗ったとき、車いすを押したときにどんなことを思いましたか。 <ul style="list-style-type: none"> 坂道はスピードが出てこわかったな。 段差があるところは越えるのが難しかったな。 (ブラインドウォーク) タオルで目を隠して歩いたとき、肩を貸して一緒に歩いたときにどんなことを思いましたか。 <ul style="list-style-type: none"> 階段で、あと2段あるよと言ってくれて安心したよ。 危ないところは早めに言わないといけな。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動後に記入したワークシートをもとにするなどして、そのときの児童の素直な気持ちを発表させたい。 感想を出しやすいように、車いす体験やブラインドウォークをしたときのペアでカードに記入しながら話し合う。 ペア活動の後、カードを黒板に貼り、擬似体験と介助をした体験に分けて内容を整理し、各自の感想を共有できるようにする。 児童が自ら体験した感想をもとに、どんなことに困るのか、どんな声かけや手助けがあるとうれしいか考えさせたい。
③ どんな声かけや助けをすればいいのか考える。	3 車いすに乗っている人や、目に障害のある人は、どんなことが困るでしょう。どんなことがうれしいでしょう。 <ul style="list-style-type: none"> 段があるところにはスロープがあると嬉しいと思う。 階段には手すりがあると嬉しいのにな。 やさしい声や顔で話しかけられるとうれしかったよ。 自分でできることは自分でやりたいんじゃないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> やさしい言葉かけや表情が相手に安心感を与えることに気付かせたい。 評価 障害のある人の立場に立って考え、困ることやうれしいことを発表したりワークシートに書いたりしている。 p.22「障害のある人と」 p.42～45 「こんなこと知っているとうれしいよ」
④ 本時までの活動のまとめにより、次の活動を考える。	4 さんとの交流では、どんなことがしてみたいですか。 <ul style="list-style-type: none"> 話がしてみたいな。 わたしたちが調べたことや考えたことを伝えたいな。 お手紙を書いてお願いしてみよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に生活している障害のある人やサークルを紹介するなどして、次の交流活動が児童の思いから創りだした自主的な活動となっていくように導きたい。

3. まとめ

- どんな声かけや助けをすればいいのか話し合う際には、相手の立場に立って考えることが大切である。また、次時の活動を与えられたものではなく、自分たちが求めて創りだした活動だと意欲づけるためにも、本時のまとめを次時へつなく教師の言葉かけや仕掛けには吟味と準備が必要である。

② 中学校における実践展開例

第2学年 学級活動展開例



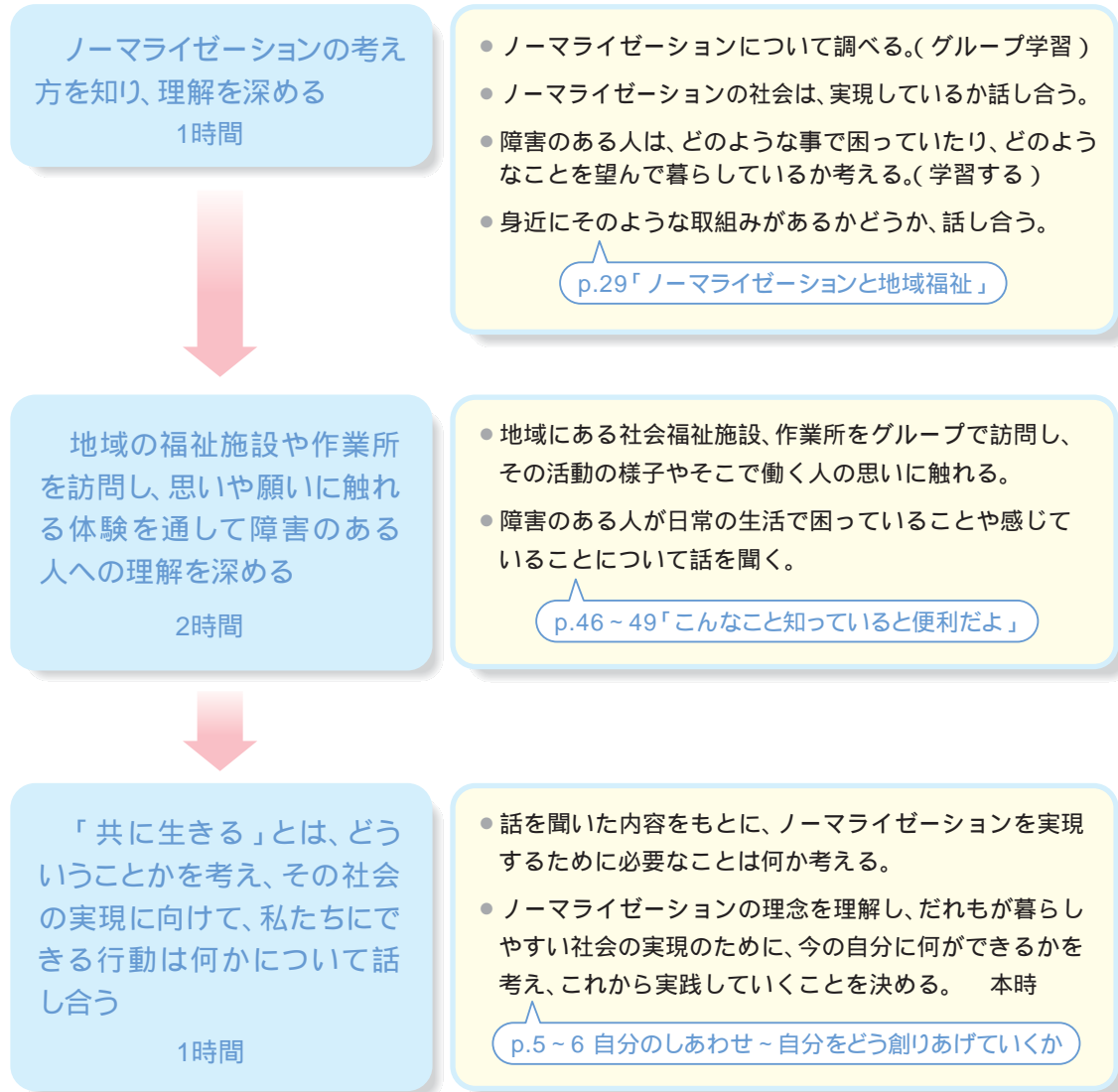
1. 題材名

「ともに生きる」社会をめざして

2. ねらい

- (1) ノーマライゼーションの考え方と障害のある人の思いや願いを理解し、よりよい社会を築こうとする意欲を高める。
- (2) 「ともに生きる」社会の実現に向けて自分たちにできることを決め、実践することができる。

3. 計画(吹き出しは、中学生のための福祉教育読本『ともに生きる』のページ)



4. 本時目標

- ・ノーマライゼーションの理念を理解し、障害のある人もない人も共に生きることがあたりまえの社会を実現するために、自分ができることは何かを考え、これから実践していくことを決める。

5. 学習展開

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	教師の支援と評価
① 前時までの学習を振りかえる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノーマライゼーション」の実現した社会とは、どのような社会だろうか。 ・障害のある人もない人も、共に生きることがあたりまえの社会。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念について確認する。
② 社会福祉施設を訪問する前と後の違いについてグループで話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が困っていることや考えていることについて、訪問する前に話し合ったことと訪問してわかったことを比較してまとめよう。 ・困難を乗り越える努力や工夫 ・精神的なたくましさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時に訪問して感じたことをまとめさせておく。 ・健常者からの一方的な見方や考え方がなかったか振り返る場とする。 ・訪問を通して自分の捉え(障害の見方)に新たな気づきが生まれた点を評価する。
③ ノーマライゼーションの実現のために必要なことについて話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションを実現するために必要なことは何だろうか。 <p>ハード面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープ ・点字ブロック ・音声案内 ・エレベーター ・盲導犬を増やす <p>ソフト面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい法律を作る ・接し方やマナーについてみんなが考える ・普通にする ・普段から気にするようにする 	<p>評価</p> <p>障害のある人の立場に立って考えようとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等で語られた願いや思いをテープでもう一度聴かせ、訪問学習での学びを生かした話し合いになるよう促す。 ・相手をよりよく知り、深い理解となっていたかを振り返る場とする。
④ 自分には何ができるかを考え、これから実践していくことを決める。	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にはどのようなことができるのか、考えを出し合う。 ・「何かできることはありませんか」と積極的に声をかけたい ・危険なことはいかにしっかり見守る ・福祉ボランティアに参加し、学ぶ ・この学習を忘れない ・これから必ず実践していきたいことを決める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「共に生きる」社会をめざして、今日話し合った内容を実行していくことを確認し合う。 <p>参考</p> <p>自分のしあわせ ～自分をどう創りあげていくか～ (p.5、6)</p> <p>評価</p> <p>自分がすることを具体的に決め、ワークシートに書いたり、友だちに伝えようとしたりしている。</p>

3 地域と行う実践展開例

本展開例では、小学生・中学生いずれも実践可能な内容を紹介します。あくまで、児童生徒が対象ですが、対象を地域住民に置き換えた展開も可能な内容です。そのため、単元や教育課程上のような位置づけを、ここでは示していません。教科や領域などとの関連については、この展開例を参考に創意工夫の上、御活用ください。

「あんしん福祉マップづくり」(小学生・中学生共通)

1. 学習のねらい

- ・自分たちが暮らす地域の中に、福祉に関わるどのような社会資源が存在するのを知る。
- ・地域を実際に歩き、様々なバリアの存在やバリア・フリーに向けた試みを確認する。
- ・マップ製作を通じて、今後自分たちの地域に必要なものは何かを考える。

2. 学習の展開例

学習活動	予想される回答・配慮事項など
<p>1 私たちのまちにある福祉施設(1時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校がある地域に、福祉に関わるどんな施設があるかをあげる。 ・あげられたものを整理し、それぞれの施設の役割を確認する。 ・地域の地図上に施設の位置をマークする。 	<p>予想解答</p> <p>老人ホーム、障害者支援施設、障害者作業所、グループホーム、デイサービスセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に、施設の利用対象者や実施している事業などを確認しておく。
<p>2 バリア・フリーとは何か(1時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バリア・フリー」について知る。 ・学校の中にどんなバリアがあるかを考える。 ・「ユニバーサル・デザイン」について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ここでは物理面でのバリアで考えさせる。(小学生版:p.25 中学生版:p.25~26) ・身近な「ユニバーサル・デザイン」について考えさせる。(中学生版:p.27)
<p>3 わがまち・人探検(2~3時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に地域を歩き、福祉に関わる施設の位置や周辺の物理的バリアに対する工夫を確認する。確認した工夫を地図上に書き込む。 ・福祉に関わる人(例:車いす利用者、福祉施設職員、地区社協役員など)から、移動面での問題や課題などを聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に、音声誘導式信号機、点字ブロック、スロープなどの位置を確認しておく。 ・話を聞く相手に、事前に学習のねらいを説明しておく。
<p>4 あんしん福祉マップ製作(3~4時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料をもとに、まちの中でバリアに対する工夫をどんな点から見ていくかを確認する。 ・不足していた施設を確認する。 ・資料で確認したことをもとに、再度地域を歩き確認していく。 ・確認したことを、マップにまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・探検時を振り返りながら、どこにどんな工夫があったかを思い出させる。(小学生版:p.27 中学生版:p.24) ・保育所や放課後児童クラブ・児童館なども福祉施設であることを確認する。また、災害時の避難場所(公園など)も地図上で確認する。(中学生版:p.10) ・再確認により、バリアの意味を深めさせる。 ・完成後は公民館のロビー掲示や文化発表などで地域に公表するなど、発表の機会を確保する。

3. 注意事項

- ・地域との連携を重視し、指導者自身が事前に学習・見学し、必要な関係先と連絡を取ることが必要。
- ・探検時は、安全面に配慮するとともに、車いすや歩行疑似体験(高齢者・視覚障害)の道具を用いて、実際に体験しながら移動することも一案。
- ・マップの公表時、地域の人々から意見を聞くことで、さらに内容が充実するような工夫が必要。

5 資料編

活用可能な学習メニューと 市町村社会福祉協議会の連絡先一覧

各市町村の社会福祉協議会では、福祉教育に関する学校等からの相談を受け付けるとともに、体験講座や、機材の貸出等を行っています。お気軽にご相談下さい。

社 協 名	〒	所 在 地	TEL・FAX	福祉教育学習メニュー例	
鳥取市 社会福祉協議会	680 0845	鳥取市富安2丁目104 2 さざんか会館内	TEL(0857)24 3180 FAX(0857)24 3215	車いす体験 ビデオ貸出 ボランティア体験 出前講座	
	680- 0142	鳥取市国府町麻生4-2 老人福祉センター内	TEL(0857)22 1880 FAX(0857)22 1889		
	689 0106	鳥取市福部町海士1013 砂丘温泉ふれあい会館内	TEL(0857)75 2337 FAX(0857)75 2337		
	680 1221	鳥取市河原町渡一木277 1 老人福祉センター内	TEL(0858)76 3125 FAX(0858)85 0103		
	689 1211	鳥取市用瀬町別府96 2 保健福祉センター内	TEL(0858)87 2302 FAX(0858)87 2369		
	689 1313	鳥取市佐治町加瀬木2171 2 老人福祉センター内	TEL(0858)89 1022 FAX(0858)89 1045		
	689 0331	鳥取市浜村8 8 老人福祉センター内	TEL(0857)82 2727 FAX(0857)82 3171		
	689 0325	鳥取市鹿野町今市651 1 老人福祉センター内	TEL(0857)84 3113 FAX(0857)84 2453		
	689 0521	鳥取市青谷町露谷53 5 老人福祉センター内	TEL(0857)85 0220 FAX(0857)85 0079		
米子市 社会福祉協議会	683 0811	米子市錦町1丁目139 3 福祉保健総合センター内	TEL(0859)23 5490 FAX(0859)23 5495	疑似体験 車いす体験(貸出含む) ビデオ貸出 図書貸出 ボランティア体験(デイサービス) 出前講座	
	689 3402	米子市淀江町淀江1110 1 老人福祉センター内	TEL(0859)56 5467 FAX(0859)56 6400		
倉吉市 社会福祉協議会	682 0822	倉吉市葵町717 3 老人福祉センター内	TEL(0858)22 5248 FAX(0858)22 5249	疑似体験 車いす体験 ビデオ貸出 図書貸出 ボランティア体験 出前講座	
	682 0411	倉吉市関金町関金宿1115 2 社会福祉センター内	TEL(0858)45 3800 FAX(0858)45 2533		
境港市 社会福祉協議会	684 0043	境港市竹内町40	TEL(0859)45 6116 FAX(0859)45 6146		
岩美町 社会福祉協議会	681 0003	岩美町浦富645	TEL(0857)72 2500 FAX(0857)72 3811	車いす体験 ボランティア体験 貸出 (白杖、アイマスク、簡易点字器)	
八頭町 社会福祉協議会	本 所	680 0463	八頭町宮谷254 1 老人福祉センター内	TEL(0858)72 6210 FAX(0858)72 2793	車いす体験 ボランティア体験
	船岡支所	680 0411	八頭町船岡殿159 高齢者総合保健福祉センター内	TEL(0858)73 0672 FAX(0858)72 6122	
	八東支所	680 0532	八東町東593 1 地域福祉センター内	TEL(0858)84 2210 FAX(0858)84 2227	
若桜町 社会福祉協議会	680 0701	若桜町若桜1247 1 地域福祉センター内	TEL(0858)82 0254 FAX(0858)82 1204	車いす体験 ビデオ貸出 図書貸出 ボランティア体験(配食サービス) 出前講座 福祉施設等との交流調整	

社 協 名	〒	所 在 地	TEL・FAX	福祉教育学習メニュー例	
智頭町 社会福祉協議会	689 1402	智頭町智頭1875 智頭町保健・医療・ 福祉総合センター内	TEL(0858)75 2326 FAX(0858)75 4110	疑似体験(貸出のみ) 車いす体験(貸出のみ) ボランティア体験	
湯梨浜町 社会福祉協議会	本 部	689 0601	湯梨浜町泊1085 1 保健福祉センター内	TEL(0858)34 6002 FAX(0858)34 6013	疑似体験 車いす体験 ボランティア体験 出前講座
	羽合支部	682 0722	湯梨浜町長瀬584 健康福祉センター内	TEL(0858)35 2351 FAX(0858)35 4143	
	泊 支 部	689 0601	湯梨浜町泊1085 1 保健福祉センター内	TEL(0858)34 2616 FAX(0858)34 3083	
	東郷支部	689 0713	湯梨浜町旭83 老人福祉センター内	TEL(0858)32 0828 FAX(0858)32 0834	
三朝町 社会福祉協議会	682 0125	三朝町横手50 4 福祉センター内	TEL(0858)43 3388 FAX(0858)43 3378	車いす体験 ビデオ貸出 出前講座	
北栄町 社会福祉協議会	本 所	689 2205	北栄町瀬戸36 2 老人福祉センター内	TEL(0858)37 4522 FAX(0858)37 4532	疑似体験 車いす体験 ボランティア体験 出前講座(介護教室)
	北条支所	689 2103	北栄町田井46 2 老人福祉センター内	TEL(0858)36 4527 FAX(0858)36 5056	
琴浦町 社会福祉協議会	本 所	689 2352	琴浦町浦安123 1 社会福祉センター内	TEL(0858)52 3600 FAX(0858)53 2035	疑似体験(高齢者、アイマスク) 車いす体験 ボランティア体験 施設見学
	赤碓支所	689 2501	琴浦町赤碓1113 1 老人福祉センター内	TEL(0858)55 1124 FAX(0858)55 1137	
南部町 社会福祉協議会	本 所	683 0351	南部町法勝寺331 1 総合福祉センター内	TEL(0859)66 2900 FAX(0859)66 2901	疑似体験 車いす体験 ビデオ貸出 図書貸出 ボランティア体験
	会見支所	683 0227	南部町浅井938 総合福祉センター内	TEL(0859)64 3511 FAX(0859)64 3513	
伯耆町 社会福祉協議会	本所(岸本支所)	689 4121	伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	TEL(0859)68 4635 FAX(0859)68 4634	疑似体験 車いす体験 ボランティア体験 (夏休み期間)
	溝口支所	689 4201	伯耆町溝口281 2 福祉センター内	TEL(0859)63 0666 FAX(0859)63 0660	
日吉津村 社会福祉協議会	689 3553	日吉津村日吉津973 9 社会福祉センター内	TEL(0859)27 5351 FAX(0859)27 5931	ボランティア体験	
大山町 社会福祉協議会	本所(中山支所)	689 3111	大山町赤坂764 ふるさとフォーラムいきいき倶楽部内	TEL(0858)49 3000 FAX(0858)49 3013	疑似体験 ボランティア体験
	大山支所	689 3332	大山町末長503 総合福祉センター内	TEL(0859)39 5018 FAX(0859)39 5021	
	名和支所	689 3211	大山町御来屋467 保健福祉センター内	TEL(0859)54 2200 FAX(0859)54 6028	
日南町 社会福祉協議会	689 5211	日南町生山357	TEL(0859)82 6038 FAX(0859)82 6058	疑似体験 介護施設との交流調整	
日野町 社会福祉協議会	689 5131	日野町黒坂1247 1 老人福祉センター内	TEL(0859)74 0338 FAX(0859)74 0338	出前講座 講師派遣調整	
江府町 社会福祉協議会	689 4403	江府町久連7 1 老人福祉センター内	TEL(0859)75 2942 FAX(0859)75 3900	アイマスク体験 車いす貸出 出前講座 講師派遣調整	

ボランティア・市民活動センターの役割と機能

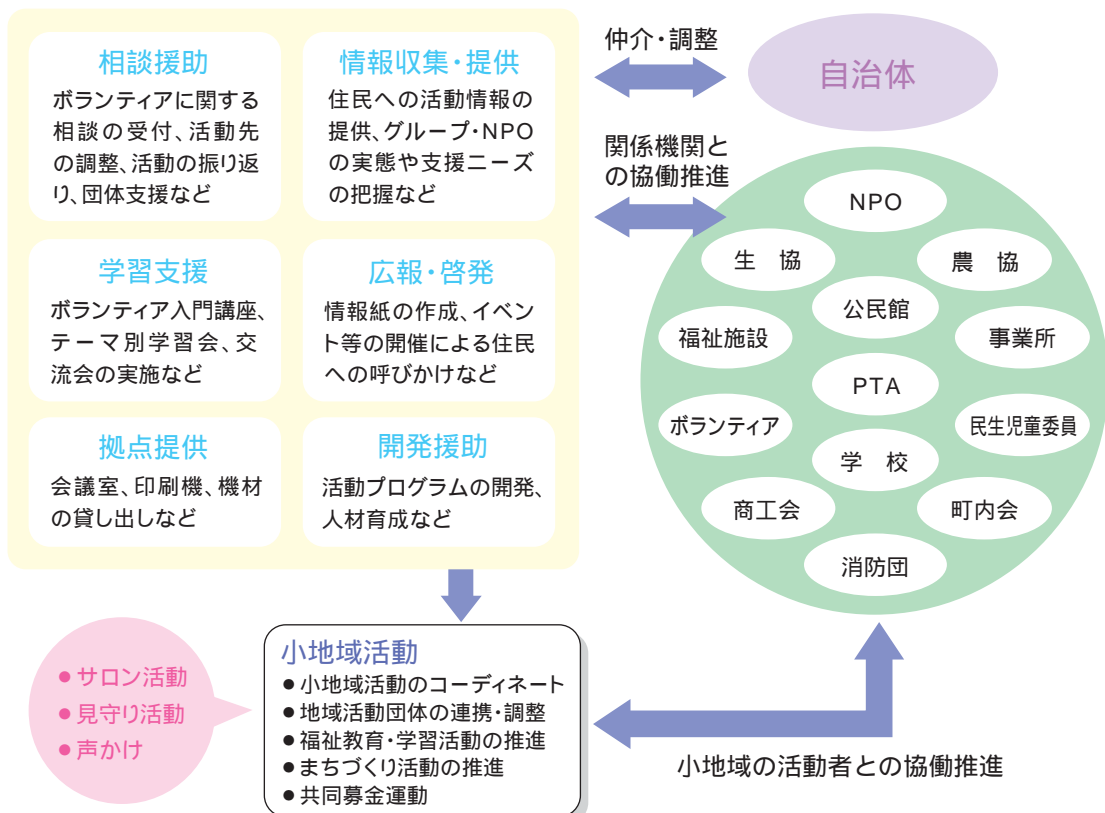
県社協ボランティア・市民活動センターの役割

- 県内のボランティア活動の推進拠点として、広域的な広報・啓発、情報提供を行う。
- ボランティアコーディネーター等の専門的研修を実施し、人材の育成を行う。
- 多くの県民、企業、団体等がボランティア活動に参加できる仕組みや環境づくり、および協働事業の推進を行う。
- 市町村社協ボランティアセンターの取組みを支援する。
- 災害時の相互支援、調整および災害救援ボランティアセンターマニュアル作成等の取組みへの支援を行う。

市町村社協ボランティア・市民活動センターの役割

- 地域のボランティア活動の拠点として、相談援助、学習支援、情報提供、広報・啓発を行う。
- 地域福祉活動計画において、ボランティアセンターの役割を明確に位置づけるとともに、市町村におけるボランティア活動の現状把握を行う。
- 小地域の活動者や団体と協働して見守り、交流、防災、福祉教育・学習活動など小地域活動の推進を図る。

市町村社協ボランティア・市民活動センターの機能



ボランティア関係資料のご紹介

鳥取県社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターでは、さまざまな世代、用途にあわせて各種資料を作成しています。希望される方は、ぜひご連絡ください。



ともに生きる(小学生版) ともに生きる(中学生版)
福祉について理解・関心を深め実践していく手引きとして作成しました。学校の総合的な学習の時間や各地域で実施される各種研修会等で御活用ください。

あなたのまちのボランティア活動ガイド
ボランティア活動の特徴や気持ちよく活動が続けていくための留意点、ボランティア活動分野の紹介などを分かりやすく説明しています。これからボランティア活動をはじめられる方の参考資料、また、既に活動をはじめられている方の日ごろの活動の振り返りの資料として幅広くご活用ください。

ビデオライブラリー
視聴覚教材として、鳥取県社会福祉協議会で所有しているビデオおよびDVDの一覧です。スキルアップのための個人勉強、また会議・研修会等に御活用ください。



施設ではじめるボランティア体験(1~3 action)
社会福祉施設でボランティア活動をする方のために、活動前、活動中、活動後の3つの場面で、楽しい活動にするためのコツや、特に心に留めておきたい点を分かりやすく説明しています。これからボランティア活動をはじめられる方、ボランティアを受け入れている施設のオリエンテーション等に御活用ください。



ボランティア活動年間受入プログラム
県内の社会福祉施設および公共施設等に調査を行い、年間を通じてボランティア受入が可能な施設を紹介しています。地域・分野別に登録された情報の中から、活動場所を探すことができます。なお、登録内容は、本会ホームページでもご覧になれます。



情報誌「Hot eye」
心と心のかよいう福祉の情報誌。県内の福祉に関する先進事例や研修会の報告等について掲載しています。



ボランティア活動啓発リーフレット
ボランティア活動を取り巻く環境や活動事例を、活動をする対象別に紹介しています。地域、職場等でご活用ください。



(シニア活動者向け)



(企業向け)

県立福祉人材 研修センター案内

施設機能紹介

「県立福祉人材研修センター」は、質の高
様への介護知識及び技術を普及する「福祉
施設内には、各種研修室をはじめベッド・ト
については、下記をご覧ください。

鳥取県社会福祉協議会 鳥取市伏野1729-5
TEL 0857 59 6
ホームページ URL

介護実習普及センターのご紹介



「県立福祉人材研修センター」の1階には、介護実習普及センター
があります。

福祉用具の見学や介護についての知識・技術を学ぶことができる
ほか、高齢者疑似体験や車いす体験の受付も行っています。

介護実習普及センターは、介護についての知識・技術を学ぶこと
ができる施設です。

各種介護講座をはじめ、福祉用具の常設展示、介護に関する相談、
情報提供など、目的に応じて幅広くご利用いただけます。

モデルルーム

キッチン、トイレ・バスルームなど、部
屋のモデルがご覧いただけます。



モデルルーム

福祉

高齢者・障がい者及びその家族のための福祉用具を常時展示しています。

コミュニケーション関連用具

生活する上でコミュニケーションは重要な要素です。



車いす関連用具

各種車いすのほか、クッションも豊富に展示。
また、3種類の車いす体験コーナーがあります。



い福祉の担い手の養成をはじめ、県民の皆先進県づくり」の拠点として整備されています。イレ実習室、調理実習室等があります。詳細

鳥取県立福祉人材研修センター内
331 FAX 0857 59 6340
<http://www.tottori-wel.or.jp/>



ベッド・トイレ実習室

電動ベッドや各種トイレを備え、その利用ポイントや排泄、体位変換の介助の実習・講習ができます。



調理実習室

調理台は7台あり、うち2台は車いす対応の電動昇降調理台です。

『見て』『触れて』 『比べて試す』

高齢者、障害者及びその家族のための福祉用具を約800点常設展示しています。また、モデルルーム、浴室改造例を設置しています。生活を豊かにし、支援するための工夫がいっぱいの福祉用具展示室です。

入口

用具展示室

情報コーナー

情報コーナー

図書の閲覧、ビデオ視聴、パソコンによる情報検索などができます。



図書・ビデオは貸出ししています。

図書貸出・閲覧 調べ学習等での活用を!



福祉用具展示室内の情報コーナーでは、介護・福祉用具・住宅改修に関する図書を無料で貸出ししています。A 事典、辞典、統計、報告書 B 全集、講座、シリーズ、雑誌 C Q&A D 高齢者福祉、介護、ケアマネジメント E 福祉用具、住宅問題 F 医療、保健、看護、リハビリテーション、G 障害者福祉、レクリエーション等と約500冊を分類し、探しやすい配置しています。

受付時間 / 月曜日～土曜日 9:00～17:00
(祝祭日、年末年始を除く)

貸出 / 無料

貸出冊数 / 1回につき5冊まで

貸出期間 / 2週間以内

お問合せ先 / 介護実習普及センター 電話 0857 59 6339

ビデオライブラリー



福祉・ボランティアや介護・医療などのビデオ約800本の貸出しを行っています。例えば、
・「21世紀の福祉のまちづくり」
・「わかりあえる明日のために」
・「福祉にかかわる仕事(小学生向け)」等

利用の方法 ...直接、当センターにお越しいただくか、電話またはFAXでご予約ください。

受付時間 / 月曜日～土曜日 8:30～17:00 日曜日の貸出しについては予約制です。

貸出 / 無料(郵送の場合は送料をご負担いただけます。)

貸出本数 / 1回につき5本まで 貸出期間 / 最長2週間

利用申込書および利用報告書は、県社協ホームページ

「ボランティア活動事業」からダウンロードしてご利用になれます。

[県社協ホームページビデオライブラリー掲載ページアドレス]

<http://www.tottori-wel.or.jp/volunteer/videolib/video2.htm>

お問合せ先 / ボランティア・市民活動センター 電話0857 59 6332

おわりに

私たちが暮らす鳥取県は、福祉に関わる先人の輩出や熱心な福祉活動の取組みなど、実に福祉とのかかわりが多いところです。鳥取県社会福祉協議会は、30年以上にわたり「福祉の教育研究協力校」(福祉教育推進校)を中心とした福祉教育の推進に取組んできましたが、それ以前より県内では福祉教育の取組みが試みられてきました。例えば、1953(昭和28)年度より八頭郡社会福祉協議会(当時)が行った「社会福祉事業普及校」の指定は、福祉教育の先駆的な活動の一つとして捉えられ、全国的にも早い時期から福祉教育に取組んだものとして評価されています(阪野貢:監修、新崎国広・立石宏昭:編著『福祉教育のすすめ - 理論・歴史・実践 - 』ミネルヴァ書房、2006年)。

現在、「総合的な学習の時間」の一つの内容として「福祉」が挙げられ、また高等学校の教科として「福祉」が、学校教育の中で行われています。特別支援学校においても、知的障害部門を設置する学校で、専門教科「福祉」を設定していくことが提案(中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」2008年)されており、すべての児童生徒が学校教育で「福祉」を学ぶ時代に入ったといえるでしょう。

しかし、私たちが考える福祉教育は、一つの教科や活動に集約してしまうものではなく、学校での教育活動全体で実施するダイナミックなものです。「福祉」の制度を学ぶことがすべてではなく、「福祉の心」をもって考え・行動出来る人を育てるという人間教育が、福祉教育の目的であることは本書でも確認してきました。まさにこれは、教育という営みそのものの目的でもあります。

読本・本書の作成にあたり、福祉教育研究委員会では細部の表現にまでこだわって議論してきました。教育に携わる者と福祉に携わる者の間では、それぞれの理屈や理論背景が異なることで、片方では当たり前のことも、もう片方では通じないということもあります。その一つひとつの議論を反映し、2冊の読本とこの本書にまとめて行くというのは

大変な作業でありました。しかし、1993(平成5)年のユネスコ・サラマンカ宣言以降、「インクルージョン」の概念が障害児教育の分野から広がり、わが国でも教育と福祉に共通する基本理念として取り入れられています。福祉教育研究委員会での議論は、「インクルージョン」の実現をめざした教育と福祉の接近・結合という、まさに古くて新しい試みでもあったと思います。

それぞれの読本の最後で、福祉教育研究委員会による「本書の活用の手引き」という先生方に向けたメッセージを掲載しています。その中で述べているように、読本で紹介した事例は鳥取県内でのさまざまな取組みを積極的に取り上げ、身近な地域の例を通じて学びを深めていただきたいことを強調しています。これは、過去の福祉教育読本の特徴を継承したことが一つ目にあります。二つ目は、近年「グローバル」という言葉を耳にする機会が増えました。身近な地域(ローカル)の問題を、世界的・地球的な視野(グローバル)から考えていく、逆に世界・地球規模で問題となるものを地域の視点から考えていくという発想です。福祉教育で扱う内容は、まさにグローバルな視野に富んだものであり、また社会福祉問題そのものがグローバルな課題であるわけです。

総括的に述べれば、県内で長年にわたって積み上げた福祉教育の実践は、最新の理念と重なり合う先見性に富むものであったと言えます。これもまた本県の財産であり、さらなる福祉教育の充実・発展を願って作成した読本や本書を、十二分に活用していただきたく思います。

最後に、2007(平成19)年より「鳥取県福祉研究学会」が発足し、実践者・行政・研究者が研究交流を行う場が設けられました(事務局:県社協)。先生方が取組まれた福祉教育の実践についても、積極的に研究発表として応募していただき、研鑽に努めていただければ幸いです。

執筆者を代表して

鳥取短期大学幼児教育保育学科 國本 真吾

▶ 福祉教育研究委員会委員 (50音順)

- ・安 治 紘 紀 鳥取市立城北地区公民館長 (副委員長)
- ・大 橋 和 久 社会福祉法人倉吉東福社会・倉吉東保育園長
- ・木 下 志 津 鳥取市立末恒小学校教諭
- ・國 本 真 吾 鳥取短期大学幼児教育保育学科講師 (執筆・全体監修)
- ・竹 内 祇 明 鳥取社会福祉専門学校講師 (委員長)
- ・橋 詰 幸 美 鳥取県教育委員会事務局小中学校課指導主事
- ・前 田 昭 夫 社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会事務局長
- ・森 本 順 子 鳥取市立気高中学校教諭

(所属・職名は、平成20年3月現在)

発 行 者

社会福祉法人

鳥取県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター

〒689-0201

鳥取県鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内

TEL 0857-59-6332 FAX 0857-59-6340

URL <http://www.tottori-wel.or.jp/>

2008(平成20)年 5月発行

